

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年9月10日 午前9時59分～午後2時51分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田裕達
副委員長 落口久光
委員 瀬尾和敬
委員 福田俊一郎
委員 井上勝博

委員 下園政喜
委員 阿久根憲造
委員 犬井美香
委員 溝上一樹

○その他の議員

議員 森永靖子
議員 森満晃
議員 坂口正幸

議員 成川幸太郎
議員 屋久弘文

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津賢一
市民課長 西田光寛
環境課長 奥平幸雄
生活環境グループ長 村岡実
保険年金課長 山元茂
高齢・介護福祉課長 中俣賢一郎
保護課長 新川皇祐
子育て支援課長 遠矢一星
医療福祉対策監 古里洋一郎
市民健康課長 黒木諭
障害・社会福祉課長 南輝雄

税務課長 佐多誠一

収納課長 山口隆雄

消防局長 中村真生
消防総務課長 松下直生
警防課長 濱田浩
予防課長 石原浩之
通信指令課長 坂口勝彦

水道局長 今井功司
経営管理課長 橋口公男
上水道課長 永田一朗
下水道課長 今村淳一

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央

課長代理 前門宏之
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第76号 財産の取得について 議案第77号 財産の取得について 議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第90号 令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 議案第91号 令和3年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 課
議案第74号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第75号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第88号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課 市 民 課
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第4号 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情 (所管事務調査)	環 境 課
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第87号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第89号 令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)
議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第76号 財産の取得について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第76号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）議会資料の1ページをお開きください。

現在、東部消防署祁答院分署に配備してあります、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車で、数量は1台、取得価格及び取得の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

（5）財産概要を御覧ください。

シャシは、消防用シャシで、4WD、ダブルキャブオーバー型、排気量は5,123cc、乗車定員は5名となっております。

その他としましては、主ポンプは高圧2段バランスタービンポンプで、ポンプ性能はA-2級となっております。

納期につきましては、令和4年3月中旬を予定しております。

なお、写真は、平成29年度に更新配備した同型の水槽付消防ポンプ自動車となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑

願います。

○委員（下園政喜）大変高価な自動車でございますけれども、入札は物品購入という形なんですか。それとも建設工事みたいな入札方式なんですか。

○消防総務課長（松下直生）入札は、入契委員会におきまして、指名業者を選定していただき、入札を行っております。

○委員（下園政喜）参考までに、設計価格と落札価格の差額、パーセントを教えてください。

○消防局長（中村 真）時間を取らせましてすみません。差額については、その差額を申ししますと、予定価格が分かっしまいますので、公表基準にないということで、公表しないようにということになっているようでありますので、申し訳ありませんけど、差し控えさせていただきたいと思います。

○委員（下園政喜）建設業で入札は経験しておりますが、全て済んだら公表されておりますけど、済んだ後でも公表しないということなんですか。

○消防局長（中村 真）すみません。備品購入等の物品については公表しないということになっております。仮に開示請求等があった場合には、その手続に基づいて処理をするということになっております。

○委員（下園政喜）請求まではしませんけど、高価な車でございます。どうぞ大事に使っていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第77号 財産の取得について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第77号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）議会資料の2ページをお開きください。

現在、消防吏員が着用しております防火衣一式の更新のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は、薩摩川内市消防局防火衣一式で、数量は111式、取得価格及び取得の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

（5）財産概要を御覧ください。

防火衣上下はセパレート式——今、見本を持ってきております。しころ——これは防火帽、ヘルメットのことでありますが、防火帽の下にあります首周りを保護するもので、防火帽脱着式となっております。防火靴は外ファスナー付、防火帽はシールド付であります。

なお、写真は、昨年度購入した同型の防火衣一式であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの消防ポンプ車と同じ業者ということなんですが、どのぐらいの業者が入札に参加されるんでしょうか。

○消防総務課長（松下直生）入札業者は7業者です。

○委員（落口久光）まず、この資料を見ると、昨年購入した同型のというのがサンプルにありますけど、昨年購入したときの理由と、今回更新ってなっていますから、更新前に買ったということは、更新の理由と数と、まず教えていただけますか。

○消防総務課長（松下直生）昨年度更新したものは、新規採用職員の分と、あと程度が非常に悪くなった職員の分を購入しております。

111式の根拠といたしましては、50歳以下の職員を対象に更新する計画であります。若い職員は、現在の防火衣の使用年数が少ないですが、現場の最前線に行く頻度が高いため更新し、若い職員が、今使用している、比較的程度のよい防火衣は、51歳以上の職員の交換対応用として考え

ております。51歳以上の貸与はなくて、50歳以下の職員の更新整備を図るため、111式を計上したものでございます。

○委員（落口久光）では、昨年買ったものの中で、交換用のものもあるというふうに言われましたが、交換したものの劣化の度合いというか、何年ぐらい使用して、どの程度劣化したものなのかというのがもし分かったら教えてください。

○消防総務課長（松下直生）今現在使用しております防火衣につきましては、購入から10年以下が45名、10年以上の職員が65名おります。一番長い職員で新しく防火衣をしてから18年を経過している職員がおります。長年使用しておりますと、炎に対する耐炎、熱に対する耐熱、そういったものが経年劣化によりまして、非常に消火活動に困難を来しておる状況でございます。また、現場で擦り切れ等がございまして、そのたびに隊員の安全を守れないということから、今回計上したものでございます。

○委員（落口久光）では、今使用しているやつ
の耐用年数は何年なのか。メーカー推奨なのがあると思いますので、それについてお示し願います。

○消防総務課長（松下直生）現在消防局では、耐用年数は決めておりませんが、メーカーの推奨期間は7年となっております。

○委員（落口久光）多分メーカーさんいろいろな検証されて、耐用年数されていると思う。ある程度、余裕率は掛けていると思いますが、それでも多分15%とか、そんなもんだと思いますので、逆に運用する側からいくと、著しく耐用年数を越えた使用をずっとされると、もし万が一があったときに、責任もありますし、いろんな絡みがありますので、破損の状態とか損傷の状態に対して交換をするとかいう取決めも必要だと思いますが、最低限まだ耐用年数は超えないような運用の仕方が適切かなという気がしますので、まず最低限、そこは一旦規定を決めるなりしていただきたいということと、破損も使う、時と場合によって破損の仕方が変わってきますから、ある一定以上破損した場合には、交換するというような形も取りながら、あまりにも、今聞くと18年とか、そういう話も出ていますので、それちょっと長過ぎるんじゃないかなという気がしますから、交換頻度の

やつもメーカーさんと近隣の消防のところと連携取りながら、大体どのような運用されているかいうのを確認した上で、破損のレベルに応じて、そこを交換するとかいう対応ができるように、そのためにはまた予備も確保しないといけないとかいうのがあると思いますので、別途またそういうところも検討いただきたいと思います。要望です。

○消防局長（中村 真）大変貴重な御意見ありがとうございます。先ほどの議案第76号でもありましたポンプ自動車等についても、長期計画に基づいて、内部で計画的な整備に努めております。非常に高価なものが多くて、非常に財産取得も厳しいところがございますが、ただいま頂いた御意見を踏まえて、今後消防隊員の安全面の装備についても、計画的に整備していくようにしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第10回補正の49ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費は、補正額632万4,000円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の事項で、給料につきましては、当初予算では再任用職員を3名で計上しておりましたが、4月異動で2名増の5名になったことから増額、それに伴います職員手当等の増額、一般職員の扶養等に係る共済費の減額となったものです。

備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、常備消防一般管理費で二酸化炭素濃度測定器8台を、常備消防車両管理費では、呼吸管理用資機材のデマンドバルブ——可搬型の酸素投与資機材のことですが、新型コロナウイルス感染者の転院搬送に使用する専用の予備救急車に積載していないことなどで1台を計上するものです。

次に、2目非常備消防費では1,258万3,000円の減額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。非常備消防一般管理費及び非常備消防車両管理費ともに、消防操法大会の中止による減額です。

次に、4目非常備消防施設費では、補正額938万2,000円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

委託料としまして、入来町の朝陽分団朝陽部の車庫詰所を整備したく、設計業務及び地質調査業務のため計上したものです。

工事請負費としましては、防火水槽2基の整備事業に係る資材価格の高騰等により、増額したものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）備品購入の中でCO₂測定器8台ということで、どこにそういう計測器を設置するのでしょうか。

○消防総務課長（松下直生）今回購入予定の二酸化炭素濃度測定器は、バッテリー内蔵型の二酸化炭素濃度測定器でありまして、普通救命講習会や自主防災訓練等の会場など多人数で利用が想定される場所で、効果的な換気ができるよう二酸化炭素濃度測定器を購入するものです。

8台の購入理由としましては、今説明いたしました普通救命講習会等への持ち運びはもちろんのこと、消防局庁舎では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による24時間管理を行っ

ておりますが、多目的ホールなど二酸化炭素の数値が見える環境を整え、安全安心感を持って講習会などに参加していただくことを目的に、消防局庁舎の多目的ホールと視聴覚室を同時に最大利用すると想定して、多目的ホール6台、視聴覚室2台の計8台を購入するものであります。

○委員（井上勝博）私も本会議場で紹介して、それで実際いろんなところで測っているんですけども、人間の感覚ではCO₂濃度というのは分からなくて、ここは換気がいいだろうと思ってても、実際はそうじゃなかったりとか、結構そういう経験もしてきているので、大事ななと思っているんです。

それで、あと消防庁舎の中とか、そういったのは場所、場所によってちゃんと換気がされているかどうかというのは、計測ができていますでしょうか。そういう管理がされているのでしょうか。

それと、救急車の中などはどうなっているのかということもお尋ねしたいんですけど。

○消防総務課長（松下直生）中郷町にあります消防局の庁舎につきましては、先ほど御説明しましたとおり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による24時間換気を行っております。

これにつきましては、建築物としての面積が3,000平米以上が規定となっておりますので、中郷町にあります消防局庁舎は24時間換気を行っておりますが、ほかのところは面積に達しておりませんので、24時間換気は行っておりません。

救急車のことにつきましては、警防課長のほうがお答えいたします。

○警防課長（濱田 浩）現在、救急車の中にはCO₂モニターは設置されておきませんので、基本的には現状のコロナウイルスがはやっている状況では、救急車は常時、後部座席についている換気扇を回しながら活動しておりますので、換気については問題ないと考えております。

また消防車についても、出動時にはサイレンが鳴りますから、窓はほぼ閉めている状況でこれまでは動いていると思うんですけど、現状を踏まえて、若干窓は小さく開けて活動に当たっておりますので、車内における換気はできているものと考えております。

○委員（井上勝博）いろんなところに持ち込ん

で、実際に、本当にそうなっているのかどうかということとは確かめながら、有効な活用をしていただければなど。

特に救急車の場合は、患者さんが感染しているかどうかというのは確認のしようがないわけですので、そういう換気がきちっと救急車の中でできているかどうかということは、できているはずというんじゃないくて、実際測定していただいて、念のためにどうなっているのかということも確認するというのは大事なことかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（福田俊一郎）9款1項2目について、先ほど旅費の費用弁償の関係で1,258万3,000円を今回減額されたところですが。操法大会が開催が見込めないということでの減額ということでもありますけれども、当初予算のほうで6,500万円ほど計上しておりますが、コロナ禍の中で、ほかのそういったイベント等の残りの残額について計上されている分については、どのような内容なのかを御説明いただきたいと思います。

○消防総務課長（松下直生）予算計上の中で、今後まだ未確定であります。消防出初め式をまだ開催するか決めておりませんので、その分がまだ残っております。

○委員（福田俊一郎）出初め式の分は、これから協議をしてということになりますけれども、早めにコロナ禍の中で開催ができるかどうかは対応をしていただきまして、せっかく財源があることですので、これについては12月、あるいは3月の補正で使える財源でありますから、早期に判断をされまして、何かしらに生かしていただければというふうに、意見として申し上げておきます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○**予防課長（石原浩之）** それでは、私のほうから所管事務につきまして、資料 8 の火災・救急の発生状況のみ説明いたしますので、委員会資料の 7 ページを御覧ください。

それでは、8 の火災・救急の発生状況につきまして、（1）の表になりますが、8 月末現在で火災は 20 件発生いたしまして、対前年の 7 件の減となっております。救急につきましては 2,679 件で 14 件の増となっております。

（1）の右側の小さい表になりますが、火災による死傷者でございますが、6 月の委員会以降、死者 1 名、負傷者 1 名が発生しております。死者につきましては 8 月 20 日、樋脇町市比野の建物火災が発生いたしまして、78 歳の独り暮らしの高齢者が、男性の方が亡くなっております。

負傷者につきましては、7 月 13 日に御陵下町のほうで建物火災が発災いたしまして、成人の男性が気道熱傷により病院に搬送されているところでございます。

（2）から（5）の地域別、月別の火災・救急の状況は記載のとおりでございますが、火災の種別では、今年は建物火災が 10 件発生いたしまして、昨年の同時期に比べまして 1 件増、林野火災につきましては 1 件で 2 件の減、車両火災は 1 件で、前年と同件数となっております。その他火災が 8 件で 6 件の減となっているところでございます。

救急の種別では、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めておりまして、件数につきましては、昨年とほぼ同数となっております。

また、熱中症関係では、8 月末現在で 45 人を搬送しており、昨年と比較いたしまして 24 人の減となっているところでございます。

なお、（5）の表の下段に記載しておりますドクターヘリの要請につきまして、8 月末現在で 61 件要請いたしまして、昨年といたしまして 35 件ほど減となっているところでございます。うち 28 件が救急隊の到着後の判断、天候不良、重複要請等でキャンセルとなっているものでございます。

○**委員長（常田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（阿久根憲造）** 今お聞かせいただいた

火災・救急の発生状況に関してですが、救急の搬送が若干増えているということで、新型コロナウイルスに関連するような搬送状況など、分かっていることがありましたら教えていただければと思うんですが。

○**警防課長（濱田 浩）** 新型コロナウイルスが市内で発生して以降、昨年からになるんですが、7 月 20 日に 1 件目の搬送がありました。今日までコロナ感染者の搬送については 9 件、救急隊のほうは対応しております。

また、新聞報道等で鹿児島支局が件数を発表して、所要時間も発表したんですけど、薩摩川内市においては件数が少な過ぎますので、平均所要時間というか、病院に収容までの時間というのを平均で出した場合でも、参考になるかどうかははっきりしませんが、受入れに関しては、例年の救急が大体 38 分、40 分程度、通報があつてから 40 分程度で終了しておりますので、今回の市内で受け入れられた患者さんについては 41 分ですので、特に受入れに関して問題はないのかなと考えております。

○**委員（阿久根憲造）** ありがとうございます。非常に苦勞が多いと思うんですが、救急隊員及び火災のほうに対応される救助関係の方々、こういった方々のワクチン接種の状況なんかは、把握されておられるでしょうか。

○**警防課長（濱田 浩）** 救急隊員が今優先接種ということで、消防局としては消防隊員も PA 連携という形で救急現場に出ますので、ほぼ全ての職員を対象としてワクチン接種を先行接種させていただきました。現在 7 月 18 日では、全職員が 2 回目の接種を終わって対応している状況です。

○**委員（阿久根憲造）** ありがとうございます。

○**委員（犬井美香）** 防災研修センターの利用状況の件なんですけど、これまで私が見落としていたかもしれないんですけど、国外というところの利用者、どのような目的でいらっしゃるって、利用された後の感想であったりとか、何かそのようなものがあるか教えてください。

○**予防課長（石原浩之）** 防災研修センターの利用者についてでございますが、国外につきましては、以前は中国、韓国から友好姉妹都市という形で結んでおりましたので、そちらの方が多くな

っておられましたが、今、旧山田小学校、南瀬小学校のほうで技術実習外国生を受け入れられておりますので、そちらのほうから多数増えてきているところでございます。

技能実習生の方がこちらに来られて、消防関係の防災を体験していただいている関係上、国外の方が非常に増えてきている状況でございます。

○委員（犬井美香） 来られての感想であったりとか、あと対応面は、言語はどのようにされているんですか。

○予防課長（石原浩之） 感想のほうは、このようなすばらしい防災研修センターを体験できてよかったというふうな意見がほとんどでございます。あと技能実習生等に関しましては、通訳の方がいらっしゃいますので、通訳の方を介して、防災研修センターの説明をしているところでございます。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。今後、コロナが明けたらということにもなると思うんですけども、このように本当に防災研修センター、私もいろいろ体験させていただいたんですけど、あのようないろんな体験コーナーがある防災研修センターというのは、多分県内でもあまりないのではないかなと感じますので、ぜひ国内外問わず、幅広く一応体験していただいて、またそれを持って帰ってもらって、日本の防災体制というのも、また学んでいただき、広げていってもらえればいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○予防課長（石原浩之） 県内には、このような体験型の施設は、薩摩川内市のみでございます。また、貴重な意見も頂きましたので、今後、また外国人の方等がいらっしゃった場合には、このようなすばらしい施設があるんだというふうなことを、また今後説明していきたいというふうに考えております。

○委員（溝上一樹） 確認でお聞きしたいことがあるんですけど、甑島の救急車を使った救急搬送の件なんですけど、令和2年、令和3年はさほど変わってないけど、長い目で見て、今増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、お分かりだったら教えていただけませんか。

○警防課長（濱田 浩） これまで甑島における救急の統計というのは、ずっと取ってはきてお

りますが、その中で若干の増減はありますけど、横ばいでずっと推移しているのかなという感じで受け止めております。

○委員（溝上一樹） 最近のニュースで御存じだと思うんですけど、海上自衛隊鹿屋航空基地が2022年、廃止されると。甑島も昨年から分かんないんですけど、4件ほど、ヘリコプターを使っているということで、今後、このような件があつて、県はある程度、要請を出すみたいなんですけど、これからの見解、お伺いしたいと思うんですけど。

○消防局長（中村 真） このヘリコプターを使つての搬送というのは、県を含めて、県下の関係市町村で協議会ついていますか、そういったものを持っております。

そこで、これまでも意見交換等含めて要望もしてきておりますので、今後もその中で航空自衛隊の搬送、これまでの体制というのは縮小されないような形で要望はしていきたいというふうに思っています。そこは全県下、同じというふうに思いますので、他自治体とも連携を図りながら対応していきたいというふうに思っております。

○委員（井上勝博） 資料の5ページの水難救助訓練に関連してなんですけれども、これを見ると潜水ですので、実際捜索という形での訓練ということになるかなと思うんですが、実際溺れている方々を助けるっていうことについては、消防も関わっているのでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 消防局の潜水隊においては、現在22名の潜水資格者がおりまして体制組んでいるところなんですけど、当然海であったり川であったり、119番要請、溺れましたという通報があれば対応いたします。

これまでも潜水隊については、年間限られた数でありますけど、出場して対応しております。先月も西方のほうでありまして、潜水隊が出場して、早期の対応して、御家族の下に溺れた方をお返しできたというのは、潜水隊がいたおかげかなと考えております。

○委員（井上勝博） 最近の技術の進歩によって、ドローンはよく知られているわけなんですけど、ドローンと似たような潜水、無人の船です。船といっても小さい船で、無線で操作しながら、溺れている方のところに、その船を持って行って、それにつかまって助けるというのを見て、これだった

ら本当すぐできるなっていうふうに思ったんですけども、そういった研究なんかはされるんでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）今頂いた無人の船とか、そういったものは把握はしておりませんが、現在消防局で保有しているドローンが物件投下というところも承認を頂いております。実際訓練の中でもやっているんですが、救命浮輪浮環っていうやつをそれにぶら下げて、溺れている方のところまでドローンを飛ばして、そこで落として、それにつかまっていたら救出するというような形で、訓練等は実際やってはおります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の46ページをお開きください。

8款5項4目下水道費は、人事異動に伴い職員給与費を減額するものであります。

次に、60ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費は、人事異動に伴う職員給与費の調整として、簡易水道事業会計及び下水道事業会計への負担金、補助金の増額をお願いするものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第90号 令和3年度薩摩川内市簡

易水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第90号令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

人事異動に伴う職員給与費の調整のため、収入、支出それぞれ増額をお願いするものであります。

収入では、1款1項3目3節他会計負担金及び2項3目1節一般会計補助金の増額を、支出では、1款1項2目2節給料、3節手当及び6節法定福利費をそれぞれ増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審査方をよろしく願います。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第91号 令和3年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第91号令和3年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事業会計予算書、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

人事異動に伴う職員給与費の調整のため、収入、支出それぞれ増額をお願いするものであります。

収入では、1款2項3目1節一般会計補助金の増額を、支出では、1款1項6目2節給料及び3節手当をそれぞれ増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）7月の豪雨に伴う水道料金等の減免について、口頭で報告をさせていただきます。

7月9日から10日にかけての豪雨に伴い、向田地区の市街地等において、住家や店舗、事業所等への浸水被害が発生いたしました。

浸水被害を受けられた住家・店舗等に対しまして、水道料金及び下水道使用料のうち、7月使用分を減免することといたしました。水道料金・下水道使用料は2か月料金となっておりますので、8月請求分または9月請求分のうち7月に使用した分の1か月分を免除することとなります。

水道料金の減免対象は173件で、減免額が55万8,090円、下水道使用料の減免対象は74件、23万2,510円となる見込みであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これはり災証明は特に必要

ないというか、そういうことなんですか。

○経営管理課長（橋口公男）各地区の災害調査員がそれぞれ全市を回って被害状況を確認します。その中で浸水被害のあったところ全てをピックアップして拾ったものが、この件数になります。

○委員（阿久根憲造）関連してなんですけど、住家及び事業者も全部含めてっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男）一般住宅と店舗、事業所等を併せて173件ということでございます。

○委員（阿久根憲造）ありがとうございます。

○委員（犬井美香）以前、委員会の中で上水道を使われている方は、簡易水道ですけど、それほど問題ないと思いますけど、現況確認ということで、その他の方法で、生活用水だったりというところの確認をしていただきたい旨をたしかお願いしたと思うんですけども、いかがだったでしょうか。

○上水道課長（永田一郎）一応犬井委員のほうから3月議会の委員会のときにそういうことでありました。6月のときに、一応調査のほうを済ませて、6月議会には臨んだところだったんですけど、そのときに質問が出なかったということで、回答できなかったんですけど、未水道地域の、いわゆる給水区域外の実態調査について調査いたしました。令和3年3月末現在の数値でございます。給水区域外の人口が全体で1,353名、世帯数が756世帯でございます。

その内訳として、全体の約94%は川内地域、その次に多いのは樋脇地域の約4%、次に祁答院地域が約2%でございます。

川内地域について、人口の多い順で説明させていただきます。ちょっと長くなりますけど、陽成地区では全自治会で548人、288世帯、次に八幡地区、全自治会で266人の147世帯、百次地区は一部の自治会、これについては上別府二、高牧、小原、山田山、山中自治会になりますが、216人、121世帯、吉川地区については全自治会で170人の105世帯、それと隈之城地区の永野段自治会で38人、21世帯で、城上地区の小川自治会になりますが、32人の19世帯で、西方地区のはまかぜ園自治会で6人の6世帯でございます。

樋脇地域について説明します。市比野地区の和自治会で26人、15世帯です。それと藤本地区の下牛鼻自治会で13人、11世帯、野下地区の上牛鼻自治会で11人、8世帯です。

最後に祁答院ですけど、祁答院地域では、黒木地区の一部の木場及び矢立自治会で27人の15世帯でございます。

以上が、下水道地域別の人口と世帯数の結果でございます。

3月議会の中でも、給水区域外の給水方法について、私のほうで説明させていただきましたが、給水区域外の川内地域が一番北側に位置します吉川地区、このうちの自治会で世帯数の一番多い、吉川自治会を一応選択しまして、自治会長にも協力を頂きまして、自治会員の調査の協力を6月初旬に職員が一応一軒一軒、訪問して聞き取りを行っております。

調査結果につきましては、全体で24世帯で、給水方法として、一番多かったのはボーリングによる深井戸、これが21世帯で全体の87.5%、次に、山からの湧水を利用されているのは2世帯で全体の8.3%、それと浅井戸は1世帯でございました。全体の4.2%という結果でございました。ほかの一応吉川地区についてもそういう形で、そういう部分になるのかなという形で考えております。

聞き取りの中で意見を頂いております。現在ボーリング井戸を利用されている方で、その方が以前は山水の湧水を利用して、タンクに集めて利用していたんだけど、ボーリング井戸に変えてからは、水量であったり水質に苦慮していたんだけど、一応苦慮することがなくなったという形での意見を頂いております。

それとあと、生活水の全てについて購入水、水を購入して使っている方々についてはいらっしやらなかったですけど、生活水の一部として利用されている方は、何件かはいらっしやったという形で、実態を把握しているところでございます。

○委員（犬井美香） 大変お手数おかけしました。一般質問も待っておられたようだったので、申し訳ありませんでした。

ワンペーパーで頂けるととても、ワンペーパーというか、ペーパーで頂けるとありがたいです。一応メモはしたんですけども、もしよろしけれ

ばということで頂きたいです。

今の話の中では、東郷地域が抜けてたんですけど、恐らく東郷にも未水道地域、山からであったりというところがあるかと思います。井戸に変えて、それこそ安定した、多分水量であったりとか、水質も検査を毎年されているのかどうかということまでは分かりませんが、心配がなくなったということで、深井戸によるものが一番いいのかなというふうに、今、私も思ったところでした。本当にありがとうございました。

○委員長（帯田裕達） 資料請求をなさるということですね。先ほど答弁なさった資料を出していただきたいと思います。

○水道局長（今井功司） ただいま説明させていただいた内容を資料として取りまとめまして、本日は無理かもしれませんが、後日、取扱いについては、配付する範囲につきましては、事務局と委員長と協議をさせていただきまして、配付させていただきます。

○上水道課長（永田一郎） 先ほど犬井委員のほうから東郷についてあるんじゃないかなというお話があったんです。今回、ここの人口であったり、世帯数の把握については、一応その地域の自治会別での国勢調査における数字等々で調査をまとめている関係がありまして、東郷の部分については、区域外において何世帯かはございますが、今回、今発表した中に入っていないのは、自治会の一部でも入ってましたら、そこは含まれるという形でのもので、薩摩川内市の部分の中でそういうところが、まだ東郷だけではなくて川内にもございます。入来、樋脇、祁答院、そちらのほうにもあるんですけど、そういう形で数字的に一応把握できてないという部分がありますので、そういう部分はあるということは理解していただきたいと思います。

○委員（下園政喜） 先ほど向田地区の浸水の住宅の世帯に対して減額をするという話がありましたが、私が思うのは、下水道整備地域でありながら、上水道が173件に対して、下水道が74件と言われましたが、40%ぐらいしか加入していないというふうに見てよろしいのでしょうか。

○水道局長（今井功司） 全市にわたりまして被災を受けた方が減免させていただいたところなんですけど、水道料金につきましては全市的になり

ます。下水道料金につきましては、下水道区域内が74件の方が被災されたということで、被災された区域の料金に、対象の地域にさせていただいたところ です。

○委員（下園政喜）分かりました。ちなみに、向田の浸かったところの下水道の加入率というのは、どのくらいのものなのか把握されていますか。

○下水道課長（今村淳一）川内地域の下水道の昨年度末時点での接続率といえますのは、整備した人口に対する下水道に接続している人口で我々把握をしております、その割合からいきますと55.9%ということになっております。

○委員（下園政喜）せっかく下水道整備されておりますので、加入率をもっと上げるような努力をしてほしいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第74号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第74号薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）議会資料で御説明いたしますので、市民福祉部議会資料の1ページをお開きください。

本議案は、甑島地域における医療従事者等の確保に要する経費に充てるため、基金を設置しようとするものでございまして、基金の活用は、既存事業の将来甑島地域の医療福祉施設に勤務しようとする学生等に対して奨学金として貸与を行う医療福祉従事者奨学資金貸与事業及び一般質問でも答弁いたしました新規事業の甑島地域の民間を含む医療福祉施設に新たに勤務をしようとする医療

福祉業務の有資格者に対しまして給付金を支給する医療福祉従事者等確保対策事業の財源として活用していきたいと考えております。

なお、医療従事者の新規採用については、令和4年4月からを目指したいと考えておりますので、同医療従事者確保事業の予算措置につきましては、令和4年度の当初予算となりますので、募集期間を確保するため、同基金の設置の議決をもちまして募集を開始していきたいと考えております。

あわせて、ただいま説明いたしました甑島地域医療従事者等確保基金の設置に伴いまして、既存の医療福祉対策基金を医療及び福祉施設の整備、いわゆるハード事業に要する経費に充てることを目的とするため、一部変更するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第75号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第75号薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）引き続き、市民福祉部議会資料2ページを御覧ください。

本議案は、甑島地域の医師確保を図るため、新たに整備しました医師住宅を下甑手打診療所の附属施設として設置するものでございます。

また、令和3年3月をもって、下甑子岳へき地

保健福祉館が閉鎖したことに伴いまして、同管内に開設していた下甌片野浦出張診療所を今後も子岳地区での出張診療所を実施し、医師体制を確保するため、隣接の子岳地区コミュニティセンター建屋内に併設し、位置を改めるものでございます。
○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） 次に、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算から説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の34ページをお開きください。

4款1項1目、保健衛生一般管理費は、人事異動等に伴う給与費に係る増額補正でございます。

同じく地域医療対策費は、医師志望の学生から、先ほど説明いたしました甌島地域医療従事者等奨学資金への申請がなされたことによります本年度分の貸付金、それから先ほど条例提案いたしました、甌島地域医療従事者等確保基金への積立金、それから後ほど説明いたします国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、3目健康増進事業費は、がん検診結果等の情報につきまして、マイナンバー制度を活用した情報連携等に必要な国からの通知に基づくシステム整備に係る増額補正でございます。

次に、4目感染症等予防費の主なもの、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業としまして、国の追加制度になりますが、医療機関における時間外、休日へのワクチン接種に対して、診療報酬上の加算相当分を支払うための委託料の増、それからワクチンの大規模集団接種の実施等に係る増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、同じく12ページをお開きください。

16款1項2目2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、診療報酬上の時間外等加算分、先ほど説明しました歳出に伴う国庫負担金の増額補正で100%でございます。

続いて、13ページをお開きください。

16款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、これも歳出に伴います大規模集団接種の実施に伴う国庫補助金、100%補助金の増額補正であります。

14ページを御覧ください。

12款2項3目1節疾病予防対策事業費等補助金は、これも先ほど歳出で説明しました、マイナンバー制度を活用したシステム改修に係ります県補助金の増額補正でございます。

15ページを御覧ください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、民間企業からの寄附受入れについての増額補正でございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたしますので、7ページを御覧ください。

薩摩川内市医療福祉従事者奨学資金貸付金について、先ほど説明いたしました医師志望の学生に対します貸付金6年分のうちの翌年度以降5か年分、900万円を追加しようとするものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） マイナンバー等の関係が出ていますけれども、健康増進事業費委託料ということで、詳しいことを教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭） これは保健事業の各事業、母子保健事業でありますとか予防接種に係る事業、国から通知がございまして、現在、同一のシステムを、国のシステムを使っております。

す。それに対してマイナンバーをデータ上にひもづけする。データ上で個人のデータに対してマイナンバー制度をセットにするということをするための整備を地方自治体の全てがしないといけないということで国から指示があったため、整備をするということでございます。

○委員（井上勝博）マイナンバー制度については、国民の間で賛否両論があって、個人情報が一括一元管理されて、個人情報が言わば、上のほうで全部把握されてしまうということで、今言われているのは、個人の例えば健康状態がマイナンバーとひもづけされると、そう考えていいんですか。

○市民健康課長（黒木 諭）システム上は、例えば今回上げさせていただいているのは検診、がん検診等の結果をデータ上に入力することになっています。これは今までも一緒です。そのデータをマイナンバーで一元管理する。マイナンバーを有効に活用するというシステムの整備になってくると思われます。

○委員（井上勝博）そのメリット、つまり私が、私はマイナンバーカードは持っていないけれど、マイナンバーはあるわけです。私のマイナンバーと私の健康がひもづけされることによって、私にとってのメリットって何ですか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）今回の制度は、国で制度化された仕組みでございます。検診結果のほうを電子化しまして、ひもづけされることで、一番の目的というのは、一つはあるんですけど、市町村間で異動される方、転居したり、市町村間の異動の方については、きちんと異動した転居先での市町村にも、そういう一人一人のマイナンバー登録された方についての健康状態というのは引き継がれていきますので、市民の方々の検診とか、そういう状況での健康づくりの一つにはつながっていくというふうに考えているところで

○委員（井上勝博）引っ越したときに、その人の健康がどういう状態であるかというのは、言わば医者に行って、病院を変えたときにカルテを持っていくというか、そういうことをすればできることであって、あるいは行政が個人の健康を管理しなくちゃいけないという、そういうのっていうのは、私にとってメリットというのは何だろうな

と。別にマイナンバーにひもづけされなくてもできることを、何でマイナンバーでひもづけするのかと。そこが本当に、いやあ、これはお得ですよと。そういうことはあなたにとってもすごくいいことなんですよっていう説明が欲しいなと思うんですけど。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）うちの市民健康課のほうは、市民一人一人の健康のほうをきちんと検診を行ったり、情報を持ちながら指導しているところですけど、転居前のその方の体調管理とか検診結果とか、もしそういう情報があれば、その方に合った、またいろんな健康診査とか指導とかできると思いますので、そちらについては健康指導をする中では、かなりの情報をどういうふうに活用できるのかなというふうに思っております。

○委員（井上勝博）本人の個人情報は、本人が所有しているものであって、それを私は拒否したいと言っても、拒否できるのですか。そういうことは拒否できるんですか。そういうマイナンバーでひもづけしないでほしいっていうのは、拒否できるんですか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）市民の方々は一応市の健康診査——特にがん検診なんですけど、がん検診の通知をして受けていただきます。受診していただきます。ですので、一応受診していただいた結果というのは、一応市のほうにはきちんと管理するということでありますので、拒否というよりも、がん検診を受けていただいた方については、その方々の検診の結果というのは、市のほうできちんと管理していきたい、していくべきだというふうに考えているところです。

○委員（井上勝博）拒否できないということでは理解していいわけですね。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第88号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第88号令

和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算から御説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の129ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う給与費等の減額、上甕診療所の看護師派遣手数料や老朽化による配食用リフトの修繕工事、それから下甕手打診療所の医師住宅フェンス設置工事に係ります増額などの補正でございます。

引き続き、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、同じく127ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、先ほど御説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計の繰入金を増額補正するものでございます。

その他の収入は、全て実績に基づく各費目の調整補正でございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 生活福祉委員会資料の1ページをお開きください。

本市の新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきまして説明いたします。

まず、接種実績につきまして、資料は8月31日現在となっておりますので、最新の実績としまして、9月8日現在を御報告させていただきます。

まず、65歳以上の1回目は2万8,390人の89.5%、2回目が2万7,909人の88%で、接種を希望される65歳以上の方は、ほぼ終了している状況になってきております。

それから、(3)の全体では、1回目、4万9,489人の59.6%、2回目が4万6,444人の48.9%となっております、ここ1週間で約3,500人の増、接種率としましては約4.5%の増となっております。

集団接種、医療機関での個別接種、事業所の職域接種により接種が進んでいるところでございます。

内訳では、一番下の12歳から18歳の方につきましては、7月23日に接種券を発送いたしました、夏季休業中での接種ができるようにしていましたが、1回目が2,618人の4.2%、2回目が1,439人の2.3%でございます。

続きまして、ワクチンの供給状況ですが、左端の4月17日から6月25日までの54箱は、高齢者分として配分されたもので、7月15日から第15クルールの10月4日の週末までの分につきましては、12歳以上の80%の方が2回接種できる量としまして、合計で48箱配分される予定であります。

なお、下のほうの米印の第14・15クルールにつきましては、調整率が設けられまして、第14クルールではプラスしまして4箱、4,680回分を、第15クルールにおきましても、同数程度の追加配分が見込まれるところでございます。

続きまして、集団接種につきましては、9月5日から10月10日分につきましては予約が全て埋まっておりまして、現在接種を進めている段階であります。

10月11日以降につきましては、調整枠での追加配分もございましたので、少しでも前倒しできるように医師会と調整しておりまして、調整がつき次第、早急なワクチン接種につなげていく予定としております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明が

ありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今数字を言われたんだけど、私たちに配られている数字がちょっと違うんじゃないかなと思ったんですけど、最新のやつなんですか。

○市民健康課長（黒木 諭）先ほど説明しましたとおり、資料は8月31日でございます。今、私が言いました数字は9月8日、最新の数値の御報告でございました。

○委員（井上勝博）すみませんでした。ワクチンの接種は進んでいるということなのですが、実際は感染者が増えている現状、ワクチンの接種が進んでいるにもかかわらず増えている。もちろんワクチンの効果がないとは言っていないです。高齢者の感染者が少なくなっているのは現実です。

だけど、ワクチン頼みにしては、何か限界を感じるんです。テレビでも、テレビじゃない、今日の新聞ですか。2回接種して死亡しているっていうケースも出ているっていうことで、ワクチンが仮に90%とかそうなったとしても、本当に抑えられるんだろうかっていうふうに心配するような感じがあるんですが、もっと私は前から言っていますけど、検査を徹底するという点で、なかなかこのことをやろうとしないっていうのは、なぜなのかなって。

本会議でも言いましたけど、世界で141位と、最新のデータで143位っていうふうに下がっているみたいなデータで、PCR検査というのはとにかく少ない。日本は少ない。そのことによって無症状の感染者というのが市中にたくさんいらっしゃるって、それを症状が出てから対処するわけですから、感染を抑えられない状況というのがあるんじゃないかと思うんですが、現実にはPCR検査は意味がないというわけじゃなくて、オリンピック選手は毎日やっていたわけです。

それから、今度学校でも、PCRじゃないけども、抗原検査キットが学校に来るということになって、検査が大事だっていう私たちの、私の主張が少しずつ前進しているんだけど、全然規模が足りないんじゃないかなと。本当にもっと大規模な検査をすべきんじゃないかなっていうふうに思っているんですが、その辺については何か見解というのがありますか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）井上委員のほうの御質問ですけど、一般質問等でも、これまでもいろんな形で御質問を頂いていますけど、本市としては今、先ほど言いましたワクチンの接種を報告しましたとおり、大体週に3,000人から4,000人、接種を医療機関でしていただいています。

あわせまして、本市も集団接種を勧めていながら、医療機関、市、あと職域接種等でワクチン接種の、まず接種率を高めていこうというのは、一番の今感染対策として力を入れているところで。

井上委員がおっしゃられました検査等でございますが、鹿児島県のほうで、御存じのとおり空港、中央駅、県外から、あるいは離島のほうに行かれる方のPCR検査をされています。

また、国のほうでも、学校関係とか、そういう形で進めていただいておりますので、国・県等でもいろいろとそういうPCR検査をしていただいて、本市については、これまでもお答えしていますとおり、医療機関のほうに、かなりPCR検査はどういう形になるか分かりませんが、負担もかかってきますので、医療機関の方々には、今ワクチン接種のほうに力を入れていただいているというところもありまして、検査というのは市としては取り組んではいないところなんですけど、国・県のほう等はPCR検査等で、市のほうはワクチン接種という形で、今強力に進めているところです。

○委員（井上勝博）民間に委託するっていうこともあるんですよね、件数そのものは。別に医師会に頼まなくてもいいと思うんです。それが実際そういう、1日2,000件検査できる、大きな移動式の検査のトレーラーも開発されていると言われておりますし、私は技術的に、何で日本がこんなに遅れるのかということを思っているわけなんです。

私は医療機関の負担があるという、理由は成り立たないと。そしたらオリンピック選手、毎日してるというのは、医療機関の負担、物すごくかけたということになります。そうじゃないでしょう、実際は。オリンピックの選手、毎日やっているわけだから。実際、医療費、医師会が悲鳴を上げたわけじゃないじゃないですか。そういうことで、私は理由はないと思うんです。

あと要求しておきます。PCR検査を希望する人は、少なくともやっていますから、南さつま市とか霧島市とか、霧島市じゃない、出水市とかじゃったかな。ごめんなさい。南さつま市だったと思うんですけども、希望する人については補助をするとかいうふうにして、気になる人は検査もどんどん受けられるという体制をつくっていただきたいということは、前から要望しておりますけれども、お願いしたいと思います。

それと、今朝の新聞に、濃厚接触者についても生活用品の支給をするっていうことで、出水市が始めたという報道がされています。その前に鹿児島県が自宅待機者については、1週間の食費を出すというふうにしています。

それで、これ全員協議会で話題になったことで、実際は誰が自宅待機者なのか、誰が濃厚接触者なのか分からないというお話でしたが、出水市が始めたわけですから、あれを見る、記事を見ると、要するに県のほうが本人の希望を聞いて、そして市のほうに連絡があって、市がそれで届けるみたいなシステムをつくっていくような感じですけども、実際、自宅待機の方というのは、食費とか全部自分で何とかしなくちゃいけないと。療養施設に入ったら、3食全部無償なんです。

だから、自宅待機は、待機してくださいというんだったら、その分、ちゃんと何とかさせなきゃいけないわけです。待機命令書というのが出るわけです。待機、そこから出ると罰則が加わるわけです。だから、外で御飯を食べられない人たちの分については、行政がきちっと責任を持つというのは当たり前のことであって、それを今までやってこなかったこと自体がおかしい話なんです。

本市でもかなり自宅待機者が、減っているとはいえ、あると思うんです。それと濃厚接触者、それぞれ推測できるんじゃないですか。大体自宅待機者というのは、どのぐらい自宅待機するのか。濃厚接触者はどのぐらい待機するのかって分かっているから、ほぼ推測できるんじゃないかと思うんですが、現時点で自宅待機者と濃厚接触者と、どのぐらいいっちゃうか、分かりますか。

○市民健康課長（黒木 諭） 本市内の感染者及び濃厚接触者の数については、発表の時点では医療機関、宿泊療養所、それから自宅という数字と一緒に発表になりまして、本市が一番感染が多

かった、お盆の頃から8月末ぐらいまでは、ほとんどの方が、スタートは自宅療養でスタートされている状況でした。

現在においては、御本人が、お子様が感染されて、自宅を希望される方のみが、今自宅療養になっているという状況だとお聞きしています。

あと感染発表時点では、自宅療養スタートなんですけど、その後、何日で医療機関に移ったかとかいう情報については、持ち得ていない状況でございます。

○委員長（帯田裕達） 井上委員にお知らせします。質疑は要点をまとめて簡潔に、よろしくお願いします。

○委員（井上勝博） 分かりました。すみません。簡潔に申し上げます。

自宅療養と自宅待機、違います。自宅療養というのは療養だから、お医者さんが回ってきたりするんですが、自宅待機というのは、看護師さんが1日2回ぐらい連絡をする程度らしいんです。だから、もし電話に出られないぐらい具合が悪くなったら、もうおしまいなんです。おしまいといっても、連絡が取れないから飛んで来るのかもしれないけれども、だから、そういう自宅待機という人たちが実際出てきて、そして今は少し少なくなったとしても、私はこれから可能性はあると。

だから、自宅待機と濃厚接触者についての出水市のようなシステムというのは、私は必要だというふうに思いますので、ぜひ本市でも採用していただきたいということなんですけど、どう考えますか。

○市民健康課長（黒木 諭） 濃厚接触者等を含む自宅待機者に対する食事とかの生活支援については、本市が一番増えた時期は、なかなか県も個人情報を出せないという状況だったんですけども、全国的にもこの話が話題になりまして、8月末と9月7日に都道府県に国のほうから、都道府県と市町村が連携して、こういった支援ができるように、個人情報の取扱いに関する通知がなされています。

ですので、本市もやりたかったんですけども、できなかった生活支援等については、今後保健所から情報を頂けて、それに対応できるようになってくると考えております。

○委員（井上勝博） お願いします。

○委員（下園政喜）ワクチン接種の優先順位をお聞きしたいんですが、今、本市でも非常に子どもたちの10歳以下とかいうのがいっぱい出ているようですが、それを教えている教員の方々、幼児教育を含め、小・中学校の先生方の接種はどうなっているんですか。優先していただきたいなと思います。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）まず、本市でワクチン接種で、明確に実施計画の中で定めている優先接種の方というのは、当然高齢者とか基礎疾患持っている方、障害者等、きちんと実施計画に定めております。

あと60歳から64歳も優先接種に入っているんですが、60歳以下については、特に実施計画の中では定めておりません。ただ余剰の部分で、余剰のある場合については、いろんな医療的ケア児の家族の方とか、先ほど言いました園児、子ども等と接する機会の多い方、保育士とか、そういう形で定めております。

当然学校の教員の方々も、今回若い世代が感染が多かったということで、実はこの前の土曜日に入来文化ホールのほうで、ワクチンの供給のほうで、少し先ほどもありましたワクチンの調整枠というのが、実は接種率が結構今高くなってきておりますので、本市も、ワクチンの供給が別枠で頂けました。それらを利用して、この前、園児と児童等と接する機会のある方々については、少し供給枠がありましたので、学校の教員、あるいは園児等の施設等についての接種を少し進めたところでございます。

○委員（下園政喜）ありがたいことであります。それともう一つ、聞きたいんですが、接種の希望者だけですので、接種機会が与えられても希望しない方々がいらっしやと。責めることはできませんけれども、なるべくしてほしいというのが私の本音ですが、そういう人たちに対する呼びかけは、市としてはしていかないんですか。そこら辺を教えてください。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）まず現状は、先ほど言いました集団接種も、予約がすぐ満杯になりました。また、近いうちにすぐ計画をします。あと医療機関のほうも、予約状況を見ますと、病院によってはかなり予約が後ろになるという形ですけど、今は、本当希望する方についての接種の

ほうを予約等取りながら実施していきたいと思っています。今で医療機関等を含めると65%近くはなっていると思います。

ただ委員がおっしゃったとおり、この後、少しでも接種率を高めるための方法として、どういうものができるのかというのは、今日も新聞ありました。接種パスポートとか、そういう話も出てきております。

具体的に、今後は、接種率を上げる施策とかも考えていかないといけないと思いますので、今の現状は希望される方に接種していきながら、次の段階では併せてワクチンの供給があれば、そういう形の接種率を高めるような方法を考えていきたいと思っています。

○委員（阿久根憲造）ワクチンのスピードがちょっと落ちてきているような感じがしているんですけども、供給されるワクチンの数、これがまず足りているのかということについて、4月17日から6月29日、これ2か月半ぐらいで54箱で、7月15から8月28、これ実質1か月半ですけど、これが29箱、9月4日の週から10月4日の週って書いてますけど、10月の後半、10日以降、10日ぐらいまでで、ここが19箱で、ちょっとずつ減ってきているような。先ほど余剰の分が送られてきているといったようなうれしい情報もありましたけれども、ちょっとずつ減ってきているような感じで、それが接種率の向上の妨げになっているのかなという懸念が一つと、あとワクチンの接種に関して、余剰については集団施設、集団接種の場合は活用するというようなことを聞いておりました。個別接種等々のところで、余剰のワクチン等が出てないかということと、あとは今後の集団接種ですけれども、9月の前半のほう、入来文化ホールが1か所あるだけで、あとは薩摩川内市の中心市街地、すこやかふれあいプラザだけでされるということなんですけど、こういう体制で進んでいくのかということ、3点について質問です。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）まず1点目です。ワクチンの状況を少し簡単に説明させていただきますが、阿久根委員おっしゃったとおり、54箱は高齢者分です。高齢者のほうについては、すごく早く進めるように強力に国から言われて、6月、7月にワクチン、潤沢にあるというこ

とで医療機関、すごく頑張ってください、大体医療機関のほうで週に、月に大体2万回ぐらいしていただきました。4,000回ぐらい。

ある程度、順調に進んでいたんですが、同じく7月から64歳以下が進んでいながら、医療機関もそういう形で予約を取ってしていただいていたんですが、先ほど言われました9月4日の週、9月ぐらい、8月から9月にかけて、少し数が7割ぐらいとか、希望する7割ぐらいになってしまったものですから、今は医療機関のほうに少し調整していただいて、予約枠を、実施していただいています。これが少しペースが落ちた状況でございます。本市も集団接種をもう少し、大々的にしたかったんですが、できない状況でした。

先ほど報告しました、ここの米のところの2段目になるんですが、調整枠が設けられて、結構今、接種率が本市は高くなってはきていると思います。そういう状況からか、14の2ということで4箱、5,000人弱来ています。あと15の2という形で、同数ぐらいの数というのが配分されるというのを聞いておりますので、医療機関には予約を、枠をある程度無制限というか、希望される量でしてくださいという通知を今日出す予定です。

あと今日本部会議というか、コロナの会議をしまして、集団接種も実は9月下旬に、これまだ最終決定じゃないです。調整会議の委員の方にもかからないといけませんので、枠があるということで、9月の下旬に少し大会場での集団接種というのを打ち出すつもりです。これは本当近いうちに周知できると思いますので、一気にまたこの9月等で医療機関と集団接種で接種のほう加速して、できるだけ年末年始、ゆっくりと過ごせるような形の、接種が終えてからというふうに考えています。これまた近いうちに示させていただきます。すみません。長くなりました。

2点目は、個別接種の余剰は、今幾つか、特に2回目とか、1回目のところは結構皆さん、まだ予約の方おいでくださったんですけど、2回目とかの、急に体調が悪くてキャンセルという方で、誰かいけないかというのは、今苦労されてきています。予約がだんだんなくなっている状況になると思いますが、実は病院のほうから市のほうにも相談がありまして、こちらで2回目で逆に打てないという方の相談もございましたので、病院から。そ

の方々のリストをつくっていますので、その方を紹介したりしていますので、今後は多分、後半になれば2回目の方の予約の希望の病院との調整というのを、市のほうでも何らかの形でしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、個別、医療機関の今のところは、余剰は全てゼロという形になっていきますけど、そういう調整は必要になってくるかなと思っています。ごめんなさい。

3点目は、先ほど言いました集団接種のことでございますが、今のところ、サブアリーナのほうで大会場での接種というのを計画しております。医療機関のほうでは平日、土日の中で一応市の集団接種というふうに計画をしているところです。

○委員（阿久根憲造）ありがとうございます。薩摩川内市で集団接種などしたときはV－S－Y－S、報告するシステムの運用は即座にされていると思うんですけど、医療機関なんかは遅れたりしているのが、接種率の数字の表れ方に影響しているのかということがもう一点と、あと今度アリーナのほうで接種を計画ということだったんですけど、純心女子大学の接種会場でお手伝いさせていただいたり、実際接種会場で接種をされた方の意見として、物すごく患者さん同士の間隔、ソーシャルディスタンスは取れているんですけど、受付から接種に行って待機するっていうものの移動距離が物すごく長かったというような話も聞いております。そのあたりはまた研究されて対応していかれるのかということです。それだけ、以上、お願いします。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）まず、病院での入力はV－R－Sでの入力だと思いますが、結構今病院での入力は、すぐに速やかにしていただいております。ただ、これまで、すみません、職域接種、あるところが4,000人から職域接種されていますので、ここの入力というのができていなかったんですが、最近、ここ1週間ほどで職域接種のほうの方々の入力も進んでおりますので、あと1か所、九電さんのほうも先週からということですので、それらもまた職域接種等も進んでいけば、接種率というのは、全体的に少しは上がってくるのかなというふうに考えているところです。また、随時接種率についてはホームページ等、あるいは議会の皆さんにも、またお示ししていきたい

いと思います。

２点目の純心女子大学の大会場、確かに特に２日目のほうが、場所がホールと受付と歩くところがあったと思います。純心女子大学のほうの会場の関係で、少しそういう不便なところがあったと思います。ただ今回は、今これ計画中ですので、サブアリーナのほうであれば、あそこの中もかなり広いので、あそこの中で一体でできるんじゃないかということで、ここについては、すみません、調整会議の委員と、今医師会等の方と調整しておりますので、今そういう形でできるだけ反省点はお聞きして対応していきたいと思います。

○委員（落口久光） 井上委員から先ほど検査の話がありましたが、アメリカのCDCは年内でPCR検査をやめて、新しい検査法に切り替えるという判断をされているようです。多分御存じだと思うんですが、日本、今どういう考えでいるのかなと。まだ全然、私のほうが動向つかめてないんですが、何かそれについて情報がおありだったら教えていただきたいなと。

というのは、アメリカのほうも言うのは、PCR検査自体が、擬陽性、擬陰性という話はよく聞かれている話なんですけど、非常に正確性に乏しいということと、検査の仕方によっては、逆に擬陽性を著しく出してしまう検査になってしまうので、余計医療機関を圧迫するというようなことで、より正しい検査ができる方法に変えるということで動いている。

多分めどがついたんだろうと思うんですけど、これに対してのアクションが遅れると、国内でのそういう正しい検査方法とかの導入が遅れてしまうと、またあまりよろしくないなというところがありますので、今言ったその動向について、もしつかんでいる情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 今詳しい情報というのを、私も知り得ていない部分があるんですが、ただ落口委員おっしゃるとおり、今PCR検査、いろんな株、変異株等によって、デルタ株であれば発症する、あるいはPCR検査で陽性が出る期間というのが少しかかるとか、いろんなそういう形での違いも出てきているようですが、今後落口委員言われたとおり、いろんな検査の方法とかで出てくるといいますので、情報等を的確

に捉えながら、本市として一番どういう対応がいいのかというのは、いろいろとまた勉強させていただき。

○委員（落口久光） 皆さんは、多分厚生労働省の通達で動いていると思いますので、ぜひ厚生労働省に強く要求して、ちゃんと動くように言っていただきたいと思います。

あと、前々から私、井上委員も先ほどちょっと、途中まで同じこと言われたんですけど、ワクチン、ワクチンというよりは、治療薬が必要だということを昨年のときから、一部個人質問で言わせていただいていたんですが、なかなか先に進まない状態が続いているんですが、ここ最近、イベルメクチンの処方をするようなことを言われる、地上波でもそういうような発信がされている方々がちらほら散見されてきているんですけども、一部、実は民間の病院でもイベルメクチンを個人の判断で、ちゃんと患者さんにも説明した上で処方して、一応それで、感染者とか重症者を出さないっていうのに成功されているお医者さんもいらっしゃるんですが、本市でそういうことはできないのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 今のいろんな治療法については、調整会議の中で医師会の方とか薬剤師の先生とか、いろんな関係の機関がいらっしゃいますので、またそういう方々に確認しながら、私もなかなかそういうところ、まだ分からないところも多いですので、そういう関係機関の方々と情報を密にしながら検討というか、進めていきたいと思います。

○委員（落口久光） ぜひ、国内での治験は少ないっていうふうに厚生労働省は言っているみたいですが、既にインドではかなり実績が出てて、特にインドの首都のデリーでは死者がゼロということになっていますので、感染者はいるらしいんですが、あれだけいた死者が全然いなくなっている。

ただインドの場合は、州ごとに処方する、処方しないいうのがあるようで、処方していないところは、いまだにそういうのがずっと続いているということで、国としてやらないのが不思議だなと思っているんですけど、でもグラフで見ると、確実に死亡者はどんどん減っていますので、そうい

ったリスク軽減という意味では効果があるのかなという気がするのと、最近また指定感染症など2類を5類にという話も、多分薬がちゃんとできるようにならないと、民間のお医者さんが受けたがらないという実態にもなっていると思いますので、そこにつきましてはぜひ強く要望していただきたいと思います。

○委員（福田俊一郎） ワクチン接種後の副反応についてお尋ねしたいと思いますけれども、今高齢者の方々からずっと若い世代へ移ってきています。特に今若い世代の方々には副反応が多く見られるといったこと等も聞いているわけですが、アナフィラキシー症候群、あるいはファイザーについては心筋炎、心膜炎といった症状等も見られるようですけれども、本市において、このような副反応を発症した、そういう方々等については、把握をしておられるのかどうかをお尋ねしてみたいと思います。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 副反応につきましては、確かに今言われる若い方については、発熱とか痛みがあるとかいうのは出てきているというのは聞いております。ただ病院のほうから副反応でかなり重い症状とか、そういう場合については報告をしていただくようになっております。

今調べてみますと、これまでの副反応の疑いとしての報告、少し発熱とかあった場合とかいう件数については、20件ほど上がってきております。ただ内容については、ほとんどが全て重くない頭痛とか発熱とか、そういう報告でございまして、副反応の疑いということまででの報告ということでありますので、随時報告ありますので、状況については把握しているところでございます。

○委員（井上勝博） イベルメクチンについては公式の資料を頂きたい。今言われたように、イベルメクチンについて政府の見解はあると思いますので、きちんとそういうようなを出していただきたい。

それからPCR検査については、私の理解では、これからインフルエンザもはやってくる可能性があるんで、インフルエンザなのかコロナなのか、それを識別できる新しい方式。でもPCR検査には違いないというふうに、私はそう思ったんですけど、そうじゃない話なので、PCR検査はアメリカでやめるっていう話も、ちゃんとした情報を

頂きたいなと。

ワクチンで大変だと思うんですけども、そういう情報もきちんと市民に提供しながらやっていたきたいなというふうに思います。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 一応、今井上委員のほうから御要望だったんですけど、国からのいろんなそういう正式な通知とか情報提供があれば、こちらのほうもまた必要であれば情報提供していきたいと思います。

○委員（犬井美香） ワクチンのことだけでもすごく大変なんですけれども、一応本日から自殺予防週間ということで、昨年の自殺者数が前年比の912人増と。特に女性とか子どもたちが増えているという情報があります。

そこで、本市の状況と対策というのを伺いたいです。

○市民健康課長（黒木 諭） 自殺に対する本市の状況ということでございまして、本市におきましては、心の教室というのを定期的に開催しております。

その中で自殺の要因としましては、様々なことがございますので、その中で臨床心理士の先生とか、そういった方に少しでも心の負担等を軽くしていただくということで取り組んでいるところでございます。

なお、件数については、本市におきましては横ばいといえますか、決して増えているところではないという状況でございます。

○委員（犬井美香） 心の教室等もあるとは思いますが、全国的なデータの中では、男性は少しずつそういう相談体制とかも整ってきたということもあるのか、減ってはきているんですけど、昨年、女性と子どもが増えたということがありますが、本市においては、そういうデータはないでしょうか。前年度と比べてとか。

○市民健康課長（黒木 諭） 今委員御質問の性別であったりとか年代については、最後が平成30年でしか出てないということで、その後については、直近についてはデータを持ち得てないところでございますので、そういうデータが入ったらお知らせしていきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めま

す。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は13時といたします。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、補正予算を説明いたします。歳出から説明いたします。

予算書の30ページをお開きください。

まず、3款1項1目事項社会福祉管理運営費です。まず、委員等報酬の補正は、社会福祉事務嘱託員、いわゆる民生委員ですが、県の活動費の単価改定があったことから、これに合わせまして本市の報酬額も改定するもので、一人当たり1,200円の増額になります。

次に、給料等は、4月の人事異動に伴う職員給与等の調整です。

次に、同項2目事項一般障害者自立支援事業費です。給与等は、人事異動に伴う職員給与等の調整です。

委託料につきましては、サン・アビリティーズ川内の外壁にひび割れや浮き上がりがあるため、外壁の打診調査を行うものです。

次に、32ページになります。

同款3項1目女性・家庭・児童相談費は、支援員の4月の退職、採用に伴う人件費の調整です。

歳出は以上です。

歳入はございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）り災証明のことをいいですか。先ほど水道局のところで、浸水被害を受けた方々については、173件の減免をするという話があったんです。それで、ただ、実際私が電話で聞いたら、り災証明は三十何件というふうに聞いていて、恐らく非住家の方々は申請されていないのかなと思うんですが、この差というのは何なのか、ちょっと教えていただけますか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）ちょっと数の違いのところは分かりません。現在40件ぐらいのり災証明を出しておりまして、当然住家はもちろんですけど、非住家の方のかいようなものとか、例えば、車の損害とかっていうのもり災証明は出しておりますので、り災証明なしに減免のほうができたらいいとかっていうのがあって、数字の差が出てくるのかなとは思いますが。

○委員（井上勝博）り災証明を発行しなくても、もう、例えば、非住家の場合は見舞金とかそういうのはないですから、例えば、融資の関係ではり災証明というのは持ってたほうがいいのか、そんなないんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）融資のほうはちょっともう分かりませんが、普通は保険等の支払いなんかに使われるケースが多いです。ただ、損害保険につきましても、市からのり災証明が要るケースや、もしくは、もう写真等で確認できればり災証明まで求めないということもありますので、必ずしもり災証明が必要というわけではないようです。ただし、り災証明のほうももう全部出終わったっていうことではなくて、今でも随時やっぱりもらいに来られますので、今

後増えていくのかなとは思っております。

○委員（井上勝博）被災された方々、浸水被害を受けた方々については、り災証明書を発行しますっていう、そういうチラシか何かは配っているわけですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）広報紙等にも当然載せてございますし、いろんな形で周知はしてございますので、多分り災証明が必要になるケースと、なくても手続できるケースがあると思いますので、それで件数が違ってくるんだろーと思いますけれども、当然うちの災害調査等で把握してる分以外にも、本人さんの写真等で確認できる分はり災証明を随時発行しておりますので、必要な方は取りに来られるということになってると思います。

○委員（井上勝博）ポンプの故障によって、故障というか、トラブルによって浸水被害があったかどうかということについては、今調査中であるということで、そして、それについての保証については、時間をくださいという回答がされてるんですから、り災証明があったほうが、後々助かる方も出てくるのかなと思うんですね。その際に気をつけなきゃいけないことというのは、時間がたてばたつほど、もう証明しにくくなるということはないんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）基本的には、災害調査等で分かっている分については、当然把握してますので、いつでも構いません。あと、その証拠となる写真等が残っていれば、後からでも確認取れますので、それで、後からだと不利益になるってことはないのかなと思います。

○委員（福田俊一郎）隣接自治体において児童が虐待されて命を失う事件があつてから、丸2年になったところです。本市にその児童も在住していた関係から、本市においても報道によりいろいろクローズアップされたわけでありましてけれども、令和2年4月の施政方針において、市長が虐待防止策を講じるために医療福祉対策監を設置するということで、今後このようなことがないよーんということ述べられたところであります。そして、本市も県に対しまして、県の機関を設置するように要望したところ、昨年、県の児童家庭支援センターが整備をなされたところです。この児童家庭支援センターについては、社会福祉法人

で現在運営をされているところですが、ただ、ここについては、児相の県のととはまた違う位置づけで整備が、設置がなされているわけですが、ここの役割というのはどういったものなのか、また、2年前に問題になったそれぞれの機関との連携等はどういうふうになってるのかをお尋ねしてみたいところです。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）北薩地区の児童家庭支援センターが昨年10月に開設されました。これにつきましては、児童家庭支援センターは児童福祉法に基づきます児童福祉施設の一つなんですけれども、県の場合は、市内にある児童養護施設のほうに委託をされて開設されてるということになります。

児童家庭支援センターの役割としましては、児童相談所を補完する役割というのは当然でございます。ただ、一方で、児童相談所が持ってる一時保護とかっていうような機能は持っておりませんので、どうしてもそういった部分については、児童相談所が対応するってことにはなりません。主には、この児童家庭支援センターにつきましては、児童、家庭との相談のうち、専門的な知識とか技術を必要なものを対応するということになっております。そういう意味では、児童虐待に特化してするというのではなくて、一般的な児童・家庭の相談のうち、専門的なという部分で、特に心理士がいっぱいいますので、その心理士等を活用した専門的な支援を行っていただく施設があります。一方、児童相談所からの委託を受けて、一部継続的な指導を必要とするようなケースもございますので、大きく言うと、その二つになってございます。そういうことから、基本的には、子ども・家庭の相談の窓口が一つ増えたというような大きなことになってございます。

体制としては、先ほども言いましたけれども、現在、常勤で3名の方がいらっしゃいまして、そのうち一人が心理士、あと、非常勤のほうで相談員と心理士がおりまして、常時4名での体制を講じていただいております。

また、ちょうど一年近かつわけですが、これまでの児童家庭支援センターでの相談の件数を見ますと、令和2年度が半年で78人、123件という具合にお伺いしております。令和3年も約半年ですが、98人で284件と

いうことで、かなり日がたつごとに件数のほうは増えているようです。その中で一番多いのが擁護関係の相談ということで、約この丸一年で110件ほどございます。そのうち、虐待に関連するようなのが63件あるようです。そのほかにも、例えば、療育を含んだ適性の相談とか、不登校の相談とか、そういったものも多いような状況でございます。

あと、連携するという部分につきましては、常時、児童家庭支援センターとも連携を図っております。当然児童相談所とも連携はしてるわけですが、特に個別のケースのケース会議というような中に一緒に入っていて、支援の検討を行ったりとかしておりますので、そういう意味では、他機関がいろいろ携わることでありますけれども、連携のほうはできているのではないかなというふうに考えております。

**○委員（福田俊一郎）** 私が入手したのは、ネットのほうで公開している資料でもって、先月開催された青少年問題協議会に当該課のいわゆる資料が掲載されているわけですが、今の課長が話をされた数値とちょっと違うような感じもするんですが、まあ分け方が違うのかもしれませんが。例えば、家庭相談、そしてまた、児童相談というのはよく分かったんですが、連携もしてるというのも今おっしゃられたところですが、今回この協議会の資料説明においては、虐待の相談件数が令和2年度からすると約3倍増えているというような状況等も報告されております。令和元年が30件で、令和2年度が105件というふうに数字がなってるところです。また、児童相談の種類別延べ件数においては、令和元年が655人、令和2年が952人というような数値が上げられてるんですが、これだけの多くの相談件数に対して、今、先ほど北薩児童家庭支援センターについては3名で対応をしているということでしたけれども、こういった件数について、十分な対応ができるのかどうかということも気になることです。この支援センターについては、当初は5名でスタートしたというふうに私はお聞きしているんですが、逆に減っているという今、御説明でしたので、これについては、この人数で支障が出ないものかなという危惧を今したところでもありますけれども、こ

れについてどのようなお考えを持っているのかお尋ねしたいと思います。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）** 今、福田委員のほうでおっしゃった数字、これは、市のほうで対応をしている件数になっております。令和元年度30件の児童虐待に対して、令和2年度105件というふうに増えてます。ちなみに、平成30年度については50件、令和元年度に減って、また大幅にちょっと増えてるっていうような状況です。児童家庭支援センターに行った数字は、さっき言ったような数字っていうことです。

それと、体制については、5人体制は変わりません。ただ、常勤が3人で、非常勤が二人で、非常勤ですので、ただ、常時いる体制としては、4人いる体制は確保してるということです。人数的には変わっていないと思います。児童家庭支援センターでいいますと、そういった状況を見ながら、今後また増えていって対応が難しいということであれば、当然また人員の拡充等も検討されるんじゃないかなと思います。

一方、先ほど福田委員がおっしゃった数字は、薩摩川内市の相談員が受けてる数字ですので、非常に多くなってるのは実際です。児童相談だけを見ますと、前年に比べて1.5倍ぐらい増えてます。それ以外の相談もやっぱり増えてますので、総体としては増えてますが、本市につきましては、昨年度、相談員を2名増やしていただきまして、それで何とか今、対応はできてる状況です。ただ、今後もやっぱり増えていく可能性が高いですので、そういう意味では、そういった動向を見極めながら、必要な体制は取っていく必要があるのかなと思っております。

**○委員（犬井美香）** 市の福祉バスの関係は、質問は大丈夫ですか。ちょっと今の市の福祉バスのちょっと状況ということでお聞きしたいんですけど、いつ頃から導入されたバスなのかということと、現在、車椅子の利用ができないというふうな声を聞いているんですけど、どのような形になっているかをお聞かせください。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）** 福祉バスにつきましては、昔は市のほうで持っておりました。今は社協さんのほうで運営をしております、全体で3台、たしかあったかと思います。車両につきましては、多分、車椅子の利用は多分なかつ



たかと思いますけれども、多分車両を新しく買い換えないと、そういうのができないかなって部分がありますとは思いますが、その中で必要な分、運営されてるっていう具合に聞いております。

○委員（犬井美香）もう全く市が委託ということでもなく、もう社会福祉協議会が単体でもう管理をされてるということですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）基本的に社協さんのほうで運営されてます。市としては、必要な分、補助金は出しておりますけども、委託ということではなくて、社協さんの事業という形でしていただいているところでございます。

○委員（犬井美香）では、ちょっと声だけ聞いてもらっていいですか。やはり高齢者の方々というのは、もちろんステップを低くしてもらったりという配慮もしてはいただいているんですけど、車椅子の方もやはり出かけたい、皆さんと一緒に出かけたいという思いがあるようなんです。ただ、タクシーとかは今はもうリフトなどもついて、そのまま車椅子が入れるような形のものが車両も結構増えてはきてるんですけど、この福祉バスに関して、そういう機能がないので、なかなか皆さんと一緒に出かけることもできないというような、やはり声は聞きましたので、社会福祉協議会にそのまま伝えてもいいんですけども、社協に委託してる部分もあると思うので、何らかのこの声を、今後、もし買い替えるときとかに、そのようなバスも出てあるようなので、その辺りの検討を社会福祉協議会のほうにも考えていただけるように、声を届けていただけるとありがたいです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

#### △市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、予算に関する説明書の22ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は、市民政策調整費におきまして、人事異動による職員給与費の調整により減額するものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費におきましては、人事異動による職員給与費の調整により減額をするものでございます。

続きまして、個人番号事業費の225万7,000円の減額は、マイナンバーカードの受付支援ポータル端末の入札執行残を減額するものでございます。

歳入は変更ございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
以上で、市民課の審査を終わります。

#### △環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題といたします。  
当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）一般会計補正予算の説明、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書第10回補正の35ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費216万4,000円の増は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第4号 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情

○委員長（帯田裕達）次に、陳情第4号藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情を議題といたします。

それでは、陳情文章表については配付してありましたので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、本陳情について当局から補足説明はありませんか。

○環境課長（奥平幸雄）説明に入ります前に、資料を配付したいと思いますよろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）どうぞ。

〔資料配付〕

○環境課長（奥平幸雄）ただいま配付しました資料について説明いたします。

まず、環境影響評価は、環境アセスという制度について、どういうものかについて説明いたします。

昨年の12月議会でも説明しており、繰り返しのなると思いますが、ただいま配付しました資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

制度の目的としましては、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業の実施前に事業者自らが調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、住民や自治体の意見を聞き、これらの意見を踏まえて事業の実施に当たり、環境影響の回避、低減を事業者が検討し、環境保全措置を講じることにより、環境の保全について十分に配慮するための制度でございます。

環境影響評価法については、平成11年6月から施行され、風力発電事業については、平成20年10月から環境影響評価法の対象事業に追加されております。

今回、陳情の風力発電事業については、フロー図の中ほどの左側に記載されております3段階目の環境影響評価準備書が事業者から本市に提出されている段階になります。

環境影響評価準備書については、環境保全対策について、現地での調査、測定、環境情報の収集、事業を実施した場合に環境がどのように変化するかなどを予測し、環境保全に関する基準・目標を達成しているか等の評価をしたものになります。

また、その結果を公表して、住民に対し縦覧、説明会を実施し、住民の意見を聞き、意見に対して、環境保全に対する事業者自らの考え方を取りまとめて記載した内容も掲載されております。

市の業務ですが、手続の各段階において、県からの照会を受けて、準備書の内容を確認、精査し、事業実施区域に係る環境保全の見地から意見を述べることになります。

今、提出されている準備書については、10月18日を期限として鹿児島県知事より意見を求められており、現在は、準備書に係る各項目について、市役所の関係課にそれぞれの立場から意見照会を行っているところであります。

今後、関係課の意見を取りまとめて、準備書に対し提出された環境保全の見地から一般意見、それと、議会より頂いた意見及び事業所の見解にも配慮して、鹿児島県知事に提出することとなります。県知事は、提出された本市をはじめ、関係自治体の阿久根市、出水市、さつま町からの意見、準備書に対する市民からの意見を基に、環境影響専門委員会にかけ、その審議内容を取りまとめ、鹿児島県知事の意見として経済産業省に提出されます。経済産業省においては、環境課への意見照会を行い、準備書の審査がなされます。準備書の手続が終わると、審査結果に基づき、必要に応じて準備書の内容を修正した上で、次の段階の評価書の作成をいたします。評価書を確定したことを公告するまでは事業を実施することはできませんが、事業実施に当たっては、環境影響評価とは別に、風力発電機器設置に向けた工事に入る前に、事業実施に向けた各種許可の許認可手続が必要と

なります。森林法に基づく林地開発許可等の手続は、土地の形質変更に係る届出等、約25の許認可が必要であると聞いているところであります。

なお、工事終了後は、事後の調査の結果について報告書を作成し、公表します。

以上が、環境影響評価の手続となります。

次の資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回、事業所が風車を予定しております位置図を掲載しております。今回対象地区に上がっております藤川地区の中俣集落、本俣集落と中津俣集落の位置、また、T01からT25については、今回、風車建設予定している位置になります。その中で、T3、4、5、11、22、24、25を丸で囲っているところが、陳情に出てくる風車の位置になります。

次に、資料の3ページには、騒音及び振動の大きさを示した表を薩摩川内市の環境白書の中から抜粋して、参考までに掲載しております。

次の資料4ページは、事業者が住民説明会時に参加者に配布した資料の中から、事業者の許可を得て、藤川地区の藤川天神から風車の位置を予測した資料を添付しております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め、当局に確認したい事項があれば、質疑を行った後、審査を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

**○委員（犬井美香）** 今、このフローチャートじゃないですけど、フロー図はよく分かりました。最後のこの写真なんですけど、こちらは、最初、許可を得ずに藤川天神から勝手に撮ってたということもあったんですけど、一応その後、許可を取られたということでした。ここから見ると、すごく小さいように風力発電が見えるんですが、これは、実は広角レンズで撮ってるということが、自分たちというか、住民の方々がいろいろ勉強をされて調べたようです。広角レンズではなく普通のレンズで撮ると、もっと大きく見えるということが分かりました。実際、人間が見える角度というのが60度ということも私も調べて分かったんですけど、こういう写真にはならないということは一応私も勉強をさせていただいて分かったところなので、この辺りに関しては、環境課の方々は一

応調べたりはしていないのでしょうか。

**○環境課長（奥平幸雄）** この写真につきましては、準備書の中にもこの写真が掲載されておりまして、この写真自体について、今、議員が言われたように、広角でとか、そこら辺のチェックとか審査とか、そういうところはやっておりません。

**○委員（犬井美香）** 県から照会されて市長が意見を出すというふうにも、さっき言われてたんですけど、やはり市としても、こういう国の天然記念物にもなってる藤川天神というところから見える景観については、環境面ということですから大切に思うんですけど、その辺りの調査というのは特にされなくてもいいということですか。

**○環境課長（奥平幸雄）** 藤川天神から見たときの、どのぐらいの影響があるかという、そこら辺の質問でよろしいですか。景観についてどのような、今回の場合は、この写真でいけば、藤川天神のところで撮られた景観の写真ということになりますけど、主要な眺望景観とか、地域の固有の景観とかに阻害されてるとか、そういうのが認められた場合には、こちらから要望として、地域の方々からの要望も踏まえて、その要望に対して変更するとか、基数を減らすとか、そういうことは知事に対して申し述べるができると思います。

**○委員（犬井美香）** 市として実際どんなふうに、この大きさだとどんなふうに見えるかとかっていう調査とかはしなくてもいいんですか。

**○環境課長（奥平幸雄）** グループ長に回答させます。

**○生活環境グループ長（村岡 実）** 生活環境グループ長の村岡でございます。

この景観につきましては、主要な眺望点をどこに設定するかっていうところから、まず始まります。風車の高さが145メートルありますので、その高さからどれぐらい見えれば気にならないレベルかという、まず範囲が決まります。それが大体8.3キロメートル、風車の高さから考えて8.3キロメートル離れたところというふうに計算上出ますので、その中で眺望点として選定がされていきます。藤川天神については、方法書の段階で経済産業大臣からの勧告もありまして、追加されているわけなんですけれども、そこで事業者がフォトモンタージュを作成しておりますけれども、それについては、適正な調査方法で調査され

てるかっていうところは、一応確認はします。実際、今回は私どもは現地を見ておりますので、どれぐらいの大きさに見えるかっていうのは、一応確認はしているところです。実際は、現地調査はあまり踏むことは確かにないところでございますけれども、今回は現地を見ております。

○委員（犬井美香）事業者も様々な観点からのものを提出はされると思うんですけど、これだけではなくて、実は、ツンの銅像のほうからも見える風車があるということも分かっていますので、その辺りもきちんと、できたら、事業者が提出するものだけを信じずに、できれば行政側、環境課側としてきちんとしたものを調べていただけるといいかなと思います。

○生活環境グループ長（村岡 実）主要な眺望点につきましては、藤川天神ということで選定をしております。その中で、どの場所を視点場にするかというところで、また検討がなされます。ツンのところにつきましては、確かにこの写真で見えない11号基が見えるというのは、もう確認しておりますが、この視点場については、どちらの方向を向くものかというのが大事になってきます。風車が立っていれば、道路を走っていれば、どこからでも風車は見えます。どこからでもっていうんですけど、見える位置は必ずございます。それが主要な方向かというのがポイントになってきまして、ツンの場合は、駐車場から藤川天神のほうに入ってきますと、ちょうど真正面にツンの銅像があるんですけども、ツンを見たときには風車は真後ろになりますので、眺望景観としては阻害しないという判断をします。もちろん藤川天神から帰られるとき、駐車場に向かうときには、その11号基は見えるんですけども、そこは主要な眺望点の景観の見る方向ではないという判断がなされますので、その場所でどっちを向くものかっていうところが、やっぱりポイントになってきます。

○委員（犬井美香）主要な眺望点、ツンのほうが主要な眺望点ということだとは思いますが、とにかく確かな目で行政判断というのもしていただきたいので、よろしくお願いします。

○委員（井上勝博）知事から市長に意見を求められるということで、ちょっと確認なんですけど、それはいつぐらいになるんでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）10月18日が期限になります。

○委員（井上勝博）市長がどういう視点で知事に意見を言うのかっていうのが非常に大事なことなんですけど、市長自身は現地を視察するとか、地元から見えるところに住んでいらっしゃるってこういうふうにも聞いてるんですけど、実際環境課がそういう意見をまとめて、市長意見ということで出すんだろうと思うんですけど、陳情が出されて、市民が心配している面ということについては、市長意見としてそういうのが出されるっていうふうに理解してよろしいんですか。

○環境課長（奥平幸雄）市民意見は、今、準備書と一緒に、各説明会であった市民の意見とか、それに対して事業者がどう回答をしているとかいうのがこちらに上がってきてますから、その中身も精査して、まとめて市長の意見として出すことになります。

○市民福祉部長（小柳津賢一）市長の意見を出すときは、今、課長から申したとおりですけども、今回議会にも陳情が出てますけど、市長に対しても要望書を頂いています。その頂いた要望書について、全て反映できるかどうか今後精査、検討いたしますけど、そこを要望書だけではなくて、説明会等で出された意見も踏まえて、今後、関係各課といろいろ協議を調整して、最終的には市長にきちっと確認をしていただいた上で、10月18日までに意見を提出する考え方です。

○委員（井上勝博）私もユースエナジーの説明会には冒頭参加したんですけど、あれから相当長く、10時ぐらいまで説明会が長引いたと聞いてるんですけど、私は、こういう写真の一枚一枚だけでは分かりにくいから、グーグルに、まあグーグルなのか分かんないですけども、グーグルでは建物っていうの、いろんな角度から見れるわけですけども、「グーグルアースとか、ああいったものはできないんですか」って言ったら、「はい、あります」って言って、見せてくいやったわけですよ、説明会の会場で、ちょこちょこっと。だから、ああいうものがあるんだったらば、やっぱり市民にちゃんと公開して、自分の家からはどういう具合に見えるんだろうとか、そういうことがあっていいんじゃないかなと思って、紙に書いて出してるんだけど、全く返事はありません。

ん。そういったものは、もう技術的にはもう可能  
なわけだし、あるわけだから、そういったものは  
ちゃんと公開してくれっていうことを要望を出す  
ことはできませんか。

○市民福祉部長（小柳津賢一）御意見があっ  
たことは、事業者に伝えます。ただ、市として要  
望書として事業者に今のお話をつなぐかどうかは、  
ちょっと市長とも語らせてください。

○委員（井上勝博）今から作れということじゃ  
なくて、あるから見せてくれっていうことで、そ  
れをネットに公開していただければ、市民もある  
程度理解できるというふうに思いますので、よろ  
しく願いいたします。

○委員（落口久光）まず、この陳情の中にある  
項目でいくと、健康被害と、景観の問題と、工事  
に関わる問題と、三つになってますので、まず健  
康被害の件なんですけど、ここに騒音と振動と参  
考で表を頂いてますが、具体的に設置があったと  
きの騒音のシミュレーションの数値をちょっとこ  
こで出していただきたいと思います。

○環境課長（奥平幸雄）今の質問がありまし  
たように、陳情書の中には、1 番目の住民の健康  
被害の問題のところ、2 行目に、環境影響評価  
表の風力発電寄与値及び風車稼働に伴う騒音増加  
の予測値としてあって、数字は確かに掲載されて  
いないところであります。

数値の測定は、今回の風力発電の実施区域で、  
各地域を代表する九つの地域で実施されていま  
す。薩摩川内市につきましては、吉川地区の宇都  
川路、藤川地区の中津俣、本俣の3 地区で実施さ  
れているところであります。

実施の時期については、平成3 0 年5 月から平  
成3 1 年2 月までをかけて、春から夏、秋、冬に  
かけて、昼・夜を対象に調査されているところで  
あります。

まず最初に、調査を実施したその日の音、風車  
の音を計算しないで実測にした残留騒音、風車の  
音が入らないその地域の騒音、これについては、  
中津俣地区の昼間で3 9 から4 2 デシベル、夜間  
で4 0 から4 2 デシベルとなっております。本俣  
地区では昼間で3 9 から4 4 デシベル、夜間で  
4 0 から4 4 デシベルということになっておりま  
す。

今回建設の予定の風車は、風車が建てられる位

置から発生する、風車だけの騒音は1 0 7 デシベ  
ルと計算されております。その風車の位置から中  
津俣、本俣まで距離がありますので、それぞれの  
地域で予測した場合の風車のみの寄与値、騒音、  
それについては、中津俣地区では3 4 デシベルで、  
本俣地区では2 9 デシベルと予測されているところ  
であります。先ほどの日常の音と比較して、風  
車自体の寄与値、風車自体の音のほうが小さいで  
すので、風車の音を入れないで実測でしたレベル  
のほうが大きいということになりますので、実際  
的にはそうほとんど影響がない状況ではないかと  
いうことで、影響があってもゼロから1 デシベル  
の範囲内ではないかということで、準備書には記  
載されているところであります。

○委員（落口久光）デシベルはなかなか数字で  
言われても分からないですけど、ここに書いてあ  
るような形であれば、さほどないのかなと思うん  
ですが、気になるのがこの山びことなるとかい  
うような記載があるんですけど、地形的にそうい  
うのが発生しそうな地形になりそうなんだろう  
か、実際は。

○生活環境グループ長（村岡 実）山びこ  
——地面による反射っていうのは、音の場合は確  
かに計算上はゼロではないんですけども、尾根の  
上にあって反射する方向というのは、またさらに  
跳ね返れば上に行きますので、下のほうの住居の  
ほうに大きな影響があるとは考えにくいところで  
ございます。

○委員（落口久光）私の一番最初、初めて質問  
したときに、柳山を視察に行ったりとかしての風  
力の質問をしまして、柳山のところにも三、四回  
ぐらい足運んで、音、特に音の確認とかをやった  
んですけど、個人的にも、私の耳であんまり気には  
ならなかったなと思ってたんですけど、あそ  
こでいったときに、数百メートルちょっと離れた  
ぐらいで、もう全然気にならないぐらいだったん  
ですけど、ちょっと地形の関係で本当に音が大き  
くなるようなことがあるのであれば、そこはちゃ  
んと評価はしていけないといけないのかなと思い  
ますので、そこについては、ちゃんとまたメー  
カーさんとも協議というか、注意していけないと  
いけないような気がしますので、そこについては  
伝えていただきたいなと思うんですが。

あとは、景観の件は、先ほどパノラマ写真の話

もされましたけど、パノラマとか、いろんなレンズがあるのは分かりますけど、山の大きさとか、そういうのから見たときに、風車だけがそう大きく見えるわけでもないよなという気がしますんで、ここについては、ちょっとこの場ではちょっと何とも言いようがないのかなという気がしますので、別途また現場確認しながら、言う必要があるんだったら、ちょっとそうしたいと思いますけれども。

やっぱり気になるのは、前、一番最初の説明会の話を頂いたときも、そんなに大勢の方がいらっしゃったというようなふうには聞いてないのと、今回の藤川地区でこういう話が出てきてますので、メーカーさんのほうにちょっと、まあいろいろ大変かもしれないんですけど、もうちょっと細かく、この地域に特化して説明会等々をやっぱり開く必要があるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺は可能なんでしょうか。

**○環境課長（奥平幸雄）** また地域からの要望とか、関係地区からの要望とかあれば、こちらのほうから事業者に対して説明会の要請をするということは可能であります。そうしてまいりたいと思います。

**○委員（落口久光）** もうぜひ、こういう話が上がってきてますので、地域からの要望があればではなくても、そういうような疑念を抱かれてる方がいらっしゃるという事実が出てますので、積極的にちょっとそういうのは場を設けていただきたいと思いますので、そこについては、ちょっと要望を出していただきたいと思います。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

それでは、当局に対する質疑は以上で終了いたしますが、この後の審査の進め方について、委員の皆様から御意見はありませんか。

**○委員（落口久光）** ちょっと先ほどもコメントをしたんですが、その見てくれのところは、やっぱりここでは判断がしにくいと。写真の撮り方でそんなに変わるようであれば、一回理解度を深めたりとかする必要があるかなと思いますので、今の日程からいきますと、多分14日ぐらいだったら取れそうかなというのがありますので、今度の14日に現地視察を行って、ちょっと緊急になり

ますけど、15日の午後にでも再度委員会を開催して、本陳情に対しての審査をしてはいかがかなと思います、いかがでしょうか。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま本陳情については、14日午前に現地視察を実施して、翌日15日午後に委員会を開催し、審査をしてはとの意見がありましたが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 御異議ありませんので、そのように取り扱うことといたします。

なお、委員派遣については、その手続を委員長に一任いただきたいと思います、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、ここで本陳情の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○環境課長（奥平幸雄）** 所管事務調査については、生活福祉委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

昨年9月の台風10号により甌島地域で発生しました災害廃棄物の8月末の処理状況について御報告いたします。

島内6か所に仮置き場を設けていましたが、下甌多目的広場と上甌区民センターの2か所につきましては、令和2年度末で島外搬出が終了し、旧上甌中学校グラウンド、下甌の芦浜漁港につきましては、8月末で島外搬出を終えているところであります。

今年度実施した2か所の全体処分量は81.03トン、事業費にしまして1,519万1,648円となっております。処分先は、川内クリーンセンターをはじめ、エコパーク鹿兒島、貴金属類は民間許可業者、廃家電4品目については廃家電指定業者へ引き渡しを行ったところであります。

昨年度から甌島地域の災害廃棄物の搬出につい

ては、今年度9月末をめどに全ての仮処分場からの搬出を予定しておりましたが、7月の大雨等により少し遅れが出ている状況であり、残りの2か所の下甌の最終処分場、鹿島地域の青山土捨場については、今後は天候に左右されると思いますが、10月中をめどに搬出する予定としているところであります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 中島議員からも本会議場での質問がありましたけど、野猫対策で、中島議員の言われるのは全く私も同感でありまして、猫嫌いの方にとってみてもメリットがあるというか、野猫の数を減らすことができるということで、一時期予算化されていたんだけど、できなくなってしまったということが非常に残念なんですけど、しかし、何ていうか、市民グループの一部にやっぱりちょっといろいろあったとしても、前から、かつては新原議員も本会議場でこの問題を取り上げたりして、住民の中では対立とか、もう様々ないろんな問題が起こってくるわけで、また、猫に対する虐待なども行われたりするわけで、市としてはもう諦めているような、そういう答弁だったわけですが、諦めていいのかなと思うんですね。やっぱり市民グループの中の一部でちょっといろいろあるとしたら、やっぱり適正な、何というのかな。私が聞いている話、範囲でいうと、やっぱり態度が悪いという、そういうのを聞いているんですけども、やっぱりそれは毅然として市としては対処すると、そういう人は論議の中に加わっちゃいけませんよというぐらいの強い態度で臨んで、市としてイニシアチブを握って、指導権を取って進めていくべき問題じゃないのかなというふうに思うんですが、そこら辺が何か答弁がちょっと、私は、中島議員もそうだったと思うんですけども、私もそう思ったんですが、いかがでしょう。

**○環境課長（奥平幸雄）** 今言われたように、前の二つの、樋脇の丸山地区の一つの団体と、清水丘の一つの団体がありまして、そのそれぞれの団体は意見が違って、うまくいかなかったという経緯は確かにあります。そこに市も入って、当時はまとめようとしたのですが、なかなかうまく

まとめられなかったという経緯がありまして、今の現状ではうまくいってないというところになってきておりますが、またそこら辺の状況を、また今後、よくもう一回調査して、うまくいくようにというか、そこら辺をもう一回調査させていただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** これは聞いた範囲内で行っているのも、もしかしたらもう私の勘違い、聞き違いなのかもしれないけど、やっぱり業務妨害みたいなことも、まあ電話で長電話をするとか、そういうこともあって、市としても非常に困ったっていう話も聞いておりますが、そういうのは、やっぱり、そういう市民に対しては、やっぱりルール違反なんだから、毅然とした態度で臨むというふうにしながらやるべきじゃないのかなっていうふうに思ってるんですが、その辺の、何というのかな。この問題を解決していくために、ちょっと弱気にならないで、強気で頑張ってくださいってできないかということなんです。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** 基本的な考え方は、私が本会議で申したとおりで、その考え方を今、変えるつもりはありません。状況については、今、課長から御説明したとおりです。中島議員の中でいろいろ年金生活の方々との餌やりの話があって、自分としてははっきり申し上げなかったかもしれませんが、安易な餌やりをしないということもPRすることも大事だという趣旨で、若干触れたつもりであります。というのは、あのときに現場の声を聞いてくださいというお話もあったんですが、実は、安易な餌やりで、それは別におとしめたりとかするつもりはないんですけども、周りの、周囲の家の方々がふんの始末等で迷惑がかかってるって声も、こっちには来るわけです。ですので、かわいそうだからといって餌をやっている方々に、にわかに直ちに補助をするかっていうところは、よく、課長も言いましたけども、また調査検討をさせていただきます。ただ、平成31年度に一回予算を凍結した経緯がございます。あれも私どももいろいろトラブルがある中でやっとかってまとめて、本当に実現直前まで行ってっていうところを、簡単に言うと、業務妨害みたいな話もありましたけど、警察やら市の当局に強制的にその相手方に対して、相手方の不利益になるような処分を求めるとか、要は、業務妨害のレベルを超

えているような事象があったためにやむなくあんなったというところは、ぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。

そのことに対して、今、私どもの認識は、その関係団体に対して、どういうふうに関係を改善しましょうかというのが一回投げている段階です。関係が改善されれば、私どももいつでも動く用意がありますよと。また元に戻す用意がありますよと。ただ、こんなふうな状況になってしまって、あなた方は今どうふうを考えていらっしゃるんですかというのを投げているのに、2年以上も回答が返ってこないです。それをまた再び関係を改善するかという部分については、ちょっと私どもとしては慎重に考えたいと思います。ただ、地域猫問題というのは、各地域で問題があるというのは十分認識しています。私どもが一回意思決定をして凍結をした経緯がありますから、市の予算としては、なかなか私どもとしても相手に球を投げている以上、なかなか動きづらいというのはあるんですけど、ただ、本会議のときでもちょこっと御説明したんですけど、県の補助制度ですとか、あと、実際、今、ある民間団体からも、全国的な公益法人がやっている事業で、市の関わりももちろん出てくるんですけども、その団体が主体になって動いていただいて、地域猫の去勢ですとか、場合によっちゃ引取りなんかもやってくれるみたいな事業も紹介を受けてますから、そういうところは県内でも多数対応してる部分もあるようなので、我々として可能な範囲の中でどういう対応ができるかというのは、先ほど課長が申したとおりですけど、そういうところも含めて調査検討をさせていただければというふうに思います。

**○委員（井上勝博）** 私も、猫に餌をやっている人たちがあって、それをまた嫌う人がおると。猫が増えるじゃないかということで、対立される。それについて、非常にどうしたらいいんだろうというふうに思ったことあんですけども、ある人からいろいろ資料をもらいましたら、結局どう解決していくのかというのは、野猫の数を減らすと。野猫の数を減らすために、今言われたように、去勢とか、手術をして子猫を産めないようにする。そうすれば、猫にしても苦痛もなく、地域猫が少なくなっていくし、激減すると。5年間ぐらいでかなり減っていくという話で、猫にとってみても、

人間にとってみてもハッピー、ハッピーということと聞いて、そうなんだというふうに理解したところがあります。だから、その辺やっぱ前からずっと問題になってる問題ですので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

**○委員（犬井美香）** 今の件なんですけど、もう今、その助成制度とか、そういうのはもう難しいというのは、私も一般質問をさせていただいたときによく認識しました。となると、今、何が行政としてもできるかという、やはりガイドラインですね。ガイドライン本当にいいものができているので、それらをもっと私は広げていただきたいというふうに思います。答弁の中には、それらになるべくということはお聞きはしたんですけど、なかなかそういう、あちこちにガイドラインが置いてあるよというような風景もあまり見受けられないようなちょっと気もしますし、あとは、TNR活動であったりとか、まあそこには団体の力というのが必要になってくるとは思うんですけど、教育というところで、そういう授業をされてる方もいらっしゃると思います。とにかくペットショップに行って買うということだけが選択肢ではないということであったりとか、その後、本当にどういうふうにしていけばいいのかっていうのを、やはり教育の中で、市民に一人一人やはりそういうことを分かっていただくということは、今現時点でもできるのかなというふうにはちょっと考えますので、その辺りをちょっと前向きに行政として考えていただけるといいのかなと思いますけど。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** おっしゃるとおり、3月議会で犬井委員から御質問いただきまして、PRするというのは私のほうから申し上げました。おっしゃるとおり、ガイドラインのPRは、今現時点においても非常に不十分だというのは御指摘のとおりだと思います。また今回御指摘いただきましたので、ちょっとまた新たなPRのやり方をぜひ考えたいと思います。

**○委員（落口久光）** お願いになるんですけど、この前、水害で結構広範囲で水が上がって、処分が難しい、どうしたらいいかというのが分からないものの苦情の中でいろんなのがあったんで、その中で農薬とかがありまして、そういうものの処分の仕方が分からないというのがあったんですけど、多分めったにないことなんですけど、今回のよう



な水害のことを想定して、今回のタイミングで一回、各自治会とかのほうに、どういう処分をしたものが出たかっていうところを、一回取りまとめいただけないかなと。それを基に、有事の際に廃棄物の受入れとかで、急に持ってこられても困ると思いますので、どういうものがあるのか、そういうのを受け入れられるようなシミュレーションをして、準備をしておくというのも今後大事なかなと思いますので、一回自治会長さんかコミュニティ協議会のほうに打診をして、ちょっと情報を集めて、今後に備えていただければ非常にありがたいと。相談をされた方は、本当にずっと今、手元に持っていらっちゃって、また良心的な方なので、これが下手すると、もう使えないからというて、ちょっと溶かしながら流したりもされても困りますので、そういうものはちゃんと処分できるようなルートをつくっていただきたいというのがありますので、一回御検討いただいて、前向きに処置のほうを検討いただきたいと思います。要望です。

○委員（犬井美香）あと、水質検査についてなんですけれども、以前ちょっとお尋ねしたときに、個人個人の判断に任せているということだったんですが、ちょっと私もまだ勉強不足なので、ちょっと教えていただきたいんですが、この水質検査1回にどのぐらいの金額がかかるのかということをちょっと教えてください。

○生活環境グループ長（村岡 実）水質検査、飲用井戸のということでよろしいでしょうか。飲用井戸を開始するときには、その場所の特性とかを踏まえて、検査項目をどれを選ぶかっていうのがまた重要になってきますけれども、通常、毎年1回実施していただきたい11項目ほどの検査項目があります。それにつきましては、検査費用だけで考えれば、5,000円から1万円の範囲でできるかという認識でおります。ただ、それに検査、どうしても項目を追加したいとか、そういったのがあれば、やはりその分、費用が増えてまいります。これはあくまでも検査費用だけでございますので、検査機関まで送る費用とか、実際サンプルを、水を取りに来てもらうのかとか、そういったところで費用は変わってくると思いますので、検査機関のほうと十分調整していただければと思います。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。よく分かりました。その水質検査のことなんですけど、個人に任せるということは、おっしゃるとおりではありますけど、やはり飲み水ということで、病気になったりとか、命にやはり関わる、命につながるのかなというふうにちょっと考えたりもします。5,000円から1万円プラスアルファぐらいの金額ということは今お聞きしたんですけど、水質検査をせずに何十年もそのまま飲んでるよということも少し耳にしたところなんです。何かあってからでは遅いというところもちょっと考えたりはしますので、やはり声かけの強化だけで、その人たちがきちんと水質検査をしていただけるのかというところもちょっと疑問ではありますけど、このような命にちょっとつながるようなものに関しての少しの助成であったりとか、検査代の助成であったりとかということは特にお考えではないですか。

○環境課長（奥平幸雄）今の件について、今のところはそこまで検討をしてる段階ではないですが、今いただいた意見を、どのぐらいの方がいらっしゃるのか、そこら辺をちょっと調査させていただきまして、今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

---

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、予算に関する説明書の30ページのほうをお開きください。

下段の3款1項4目国民年金費の減額につきましては、4月の人事異動に伴います人件費の調整

でございます。

次に、35ページを御覧ください。

4款1項5目国民健康保険対策費の増額につきましては、同じく4月の人事異動に伴います人件費の調整分と、国民健康保険税の減免に伴います国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第87号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第87号令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、予算に関する説明書113ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対します国民健康保険税の減免に伴う歳入減で、3節医療給付費分現年度課税分を4,200万円、4節介護納付金現年課税分を500万円それぞれ減額し、合計4,700万円を減額をいたしております。

次に、114ページを御覧ください。

6款2項1目保険給付費等交付金1,880万円と、115ページを御覧ください。9款1項1目一般会計繰入金2,820万円につきましては、先ほどの1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の減額分4,700円分の補填分として、それぞれを増額し、財源の調整を行ったものでございます。このことに伴い、歳入総額の増減はございません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（阿久根憲造）昨年12月に国民健康保険の医療費の給付費のほうが進捗が悪くなっているかという質問をしたんですけど、やっぱり

悪くなっていないような状況ですね。あんまり例年と変わらないようですが。

○保険年金課長（山元 茂）大きな変動はございません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）国民健康保険税のコロナ特例の減免については、現在のところ申請とか、減免金額とかというのは、現状はどうでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）こちらは収納課のほうから数字をいただいた分でございます。

8月24日現在の数字で御報告をいたします。失礼しました。税務課からいただいた件数で報告いたします。申請書の発行、対象者になるであろう方への送付数が、5,433件の方に送付をいたしまして、今の申請状況を申しますと、231件の申請が来ております。

○委員（井上勝博）金額についてはどうでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）現在、減免の総額につきましては、3,337万7,700円と今なっているところでございます。

○委員（井上勝博）これについては、前年度から3割減収が見込まれるという場合についての減

免ということで、問題は、前年度に雑収入として、例えば、持続化給付金をもらった人については、それは収入から除いて前年から3割減という解釈であるという話だったんですが、ちょっと聞くとところによると、鹿児島市の場合は、その解釈を適用するかしないかについては、県の回答待ちだというような、そんな話も聞いているんですけども、これについては、いまだに決着がついてないと見ていいのでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）税務課のほうから御回答させていただきます。

○税務課長（佐多誠一）今の御指摘の点につきましては、6月ぐらいから、国にも県にもいろいろ回答を求めておりましたが、結果的に9月3日付で暮らし保健福祉部国民健康保険課長の名前で、持続化給付金につきましては、令和2年度も令和3年度も含まないという形で書面で頂いております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、歳出について御説明させていただきますので、予算に関する説明書の31ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の減額補正は、人事異動に伴います給与費等の減額であります。

次に、同項3目介護保険対策費の増額補正は、人事異動に伴います給与費の増額と、12節委託料は、後ほど介護保険事業特別会計補正予算の歳入で御説明いたしますけれども、第三者行為納付金の納入に伴います国保連合会に支払う第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務委託料の増でござ

います。

27節繰出金は、これにつきましても後ほど介護保険事業特別会計補正予算の歳入で御説明いたしますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に伴う一般会計からの繰入れの増でございます。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費の増額補正は、10節需用費では、当初において見込まれる施設維持補修費を計上しておりましたが、予想を超える修繕が発生したことに伴い、今後の修繕見込みを考慮し、増額をお願いするものでございます。

12節委託料につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園のボイラー改修工事に伴う設計業務委託であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第89号 令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第89号令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の146ページをお開きください。

3款2項5目任意事業費の増額補正につきましては、障害・社会福祉課所管ではございますけれども、当課より御説明を申し上げます。

補正の内容は、成年後見制度利用支援事業助成金について、利用者の増に伴い増額するものであります。

次に、147ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費の増額補正につきましては、人事異動に伴います給与費等の増額でございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、139ページをお開きください。

1款1項1目第一号被保険者保険料の減額補正

は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の見込み額でございます。

次の140ページの4款2項1目調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に伴い交付されるもので、負担割合は減免額の10分の4であります。

同項4目地域支援事業交付金から、次の141ページの5款1項2目地域支援事業交付金、142ページの6款3項1目地域支援事業交付金、続きまして、143ページの9款1項1目一般会計繰入金の4節地域支援事業繰入金につきましては、歳出で御説明した人事異動に伴う給与費等の増額に伴います補正でございます。

また、同目10節介護保険料減免分繰入金は、介護保険料減免に伴い一般会計からの繰入で、負担割合は減免額の10分の6でございます。

次に、144ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額は、次の145ページの12款4項1目第三者納付金の増に伴います減額でございます。

なお、145ページの第三者納付金は、交通事故等により介護保険を利用することとなった場合において、介護保険給付費の第三者行為損害賠償求償事務を国保連合会に委託しており、加害者の加入しております保険会社等に国保連合会が損害賠償を請求を行いまして、その結果に基づいて国保連合会から納入されるものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどコロナの特例減免については、収入がマイナス216万円と普通が24万円ということですが、まあこれは予算ですから、今の申請件数とか実績とかというのは、現時点では分かるんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）現段階で減免が確定してる数字をお知らせいたします。5世帯6名、金額は42万8,040円でございます。

○委員（井上勝博）予算ではマイナスもちょっとあるというふうに見込んでるというふう理解していいわけですね。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）あくまでも減免の申請になるので、これは昨年度の実績

の同数で予算要求をしてるところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。

今年度の敬老金支給についてでございます。

まず、1の支給日は、9月17日、来週金曜日を予定しております。

また、2の支給対象者は、基準日は9月1日現在でございます、2の対象者としては、100歳以上が161名、88歳の方が753名になります。

なお、（5）の支給金等について、昨年と変更はございません。

次に、3の配布者等についてですが、（1）の最高齢者は、里町にお住まいの江口マツヨ様、110歳になられます。平成29年度に最高齢者になられているため、最高齢者の祝い金20万円の本年度支給はございません。

また、2、3に記載のとおり、100歳以上の方と施設入所者については市長をはじめとする市のほうで、在宅の88歳の方については民生委員の方々に御協力いただき配布を行う予定でございます。

4の高齢化率等については、参考データとして、

本市の高齢化率や、国、本市の平均寿命について掲載しているほか、右側４ページには地域別の支給対象者数を掲載してありますので、御参照ください。

なお、皆様御存じのとおり、蔓延防止対策のほうは延長になりまして、施設とか個人宅に訪問することにつきましては、文書において、施設の方には訪問していいですか、あるいは、ちょっともう遠慮されますか、個人の方についても遠慮されますか、遠慮される場合は口座振替も可能ですので、口座番号等をお知らせくださいということで配布をいたしております。

なお、この件につきましては、月曜日また市長と協議するんですけれども、その訪問をちょっと取りやめるという話があれば、またその方向で調整をしていきたいと考えております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（犬井美香）** 現状のちょっと地域ケア会議についてお尋ねしたいんですけれども、コロナ禍ということで、なかなか開催も難しいとは思われますが、現在の開催状況と、そのメンバーというのを教えてください。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 地域ケア会議につきまして、コロナの現状がありますので、必要最小限というか、ただ、どうしても高齢者の方のケアが必要だということで、会議等はどう開催を随時しておりますので、コロナ禍だからといってちょっと取りやめるということは、その方の生活に直結する問題ですので、メンバーとしても社協が入ったり、包括支援センター、社協でも地域福祉課のほうと包括、あるいは、近くの財界の方とか、あるいは、場合によっては民生委員の方、あるいは、自治会の会長の方にも入ってもらって随時開催しておりますので、それでよろしいでしょうか。

**○委員（犬井美香）** ありがとうございます。随時開催していただけてということで、ちょっと安心しました。

ただ、ちょっと少し声が届いております。これは訪問診療に行かれてる先生の切実な声にはなっております。どこに在住というところはちょっと申しませんが、とにかく認認介護ということで、

８８歳と８６歳の老夫婦ということで、お二人ともちょっと認知症を患われているということでした。訪問診療は昨年末からしているんですけども、とてもじゃないけどお二人で在宅療養ができる状態ではないということで、もちろん薬の管理だったりとか、栄養管理というところも難しい状況で、先生のほうも、介護認定は受けてらっしゃるようなので、介護サービスを受けないかというふうに促されるんですけど、それをあまり聞く耳を持たずというところがあるようです。息子さんもいらっしゃるということで、この夏、子どもさんが帰省されたときに、そのような話をされたみたいなんですけれども、あまり満足のいく話合いができなかったということで、なおかつこの子どもさんが協力的でない、プラス、最近まで親のほう子どもさんに仕送りをしていたという、ちょっと現実もあるようです。そういう中、先ほど言ったように、栄養管理というところも難しいので、移動販売なども、少し認知症が軽いほうの奥様が移動販売なども利用して、何とか食事は取れてるようなんですけれども、ほとんどカップラーメンが主で、もう栄養不足状態には陥っているということです。この先生も訪問には行ってはいるんですけども、いつ、どんな状況で、何が起こるかというところがすごく不安だというお話でした。

今言われたように、地域ケア会議というのは、恐らく多分この現状というのは、近くの民生委員さんも恐らく把握はされてるんでしょうけど、民生委員さんもなかなか踏み入ることができないというところはあると思いますので、行政のもう少し把握はされてるような話も少し耳にはしましたが、こういう現状がある場合は、できるだけ早く地域ケア会議なり何なりで話合いの場を持つことがすごく大事だと私は思ってるんですけれども、いかがでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 今、御紹介いただいた事例というのは、言い方ですけど、多々よくあるパターンでございます。確かに御夫婦二人で生活はなかなか厳しい。介護申請も持ってもらっているので、当然介護のサービス利用もしていただきたい、あるいは、とても体調がよくなければ病院に入院していただきたいということで、お話はもう最初からするんですが、なかなかそういう方に限って、もう自宅がいいと。ここにいた

い。近隣の方もすごく気にかけてて、お手伝いを  
していただくので、ここがいいということなんで  
すけれども、いつまでも、先ほど言った認認とい  
いますか、そういったのにも頼ることができない  
ので、あらゆる機関と話し合いを通じたり、あるい  
は、県外に子どもさんとかがいらっしゃれば、そ  
の方に連絡を取ったりは当然いたします。ただ、  
訪問看護をしていただけるのであれば、ドクター  
のほうが入院をまた勧めて、そっちのほうから勧  
めてもらえないだろうかという話もするんですけ  
れども、なかなか、なぜか離れたくないという方  
は多いので、なかなか難しいんですけども、その  
場合は逐一地域ケア会議を開いて、各医療機関と  
同じ目標といいますか、同じ目的を持って、あら  
ゆる親族なり、近所の方なりを、まあ説得とい  
う言い方はどうか分かりませんが、よりよい  
方向に導くように努力はしてる状況です。

○委員（犬井美香）努力は十分本当にしていた  
だいてると思うんですけど、とにかくこういう  
先生がやはり訪問するたびに心配になる。先生が  
訪問、毎日多分訪問診療をするわけではないと思  
うので、その間に何があるとも分からない。火災  
の心配であったりとか、いろんな心配がやっぱり  
ついてくると思うので、ぜひもう本当にいろんな  
連携が、このことだけでも必要だとは思うので、  
なるべく早急に対応のほうをしていただけるとい  
いのかなというふうに思いますので、これは要望  
です。よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めま  
す。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

#### △保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に  
入ります。

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一 般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止  
しておりました議案第83号を議題とします。

説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、補正予算

につきまして説明いたしますので、予算に関する  
説明書の33ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費事項生活保護管理  
運営費につきましては、増額補正を行うものであ  
ります。

補正の内訳につきましては、4月の人事異動に  
伴い、給与、職員手当等を増額するものでありま  
す。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありま  
したが、これより質疑に入ります。御質疑願いま  
す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を  
行います。

当局から報告事項はありませんので、これより  
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
以上で、保護課の審査を終わります。

#### △子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の  
審査に入ります。

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一 般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止  
しておりました議案第83号を議題といたします。  
当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、歳  
出について御説明いたしますので、予算に関する  
説明書の32ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、右側説明  
欄に記載の事項児童福祉管理運営費は、本年4月  
の人事異動に伴う給与費等の調整になります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が  
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑  
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）議案第83号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算、今回の中でちょっと一つだけ気になったのが、マイナンバーと健康状態のひもづけという問題です。その必要性がどこにあるのかということについては、個々の個人情報を一元化して管理するというのは、管理社会につながっていくというふうに思うんですね。それで、自治体のデータというのは、デジタル法の改正によって、大企業もそれを利用することができる、特定の個人をなくしてデータとして資料を提供できるというふうな解釈もされているわけで、一人一人の健康状態を管理して、それをまた企業の利益に結びつけていく危険性もあるというふうに思いますので、この問題については看過できませんので、反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで、討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）本会議で話題になりました保育所の人材確保のことについてです。これからは保育士をどう確保していくのかということが課題であるというふうに、部長からの答弁もありました。私も保育所関係の方から聞きますと、保育士を確保するのが本当に大変になってると。100万円ぐらい出して民間の人材バンクに登録して紹介をされるけれども、条件が合わないということで、期限に間に合うかどうかというところで、非常にはらはらしている状況だという話がありまして、それに対して、部長のほうからは県の人材バンクのことが紹介されましたが、ちょっとその方に話したら、知らなかったもんですから、どういう制度で、また、市としてはどのように人材確保のために支援していただけるのかということをお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長（遠矢一星）今現在、県のほうでも人材バンクセンターといいますか、人材バンクの制度がございます。その中でも薩摩川内市でも登録されてる方も一定程度いらっしゃるということなんですが、これについては、県が管理しているということもあって、なかなか保育所等との活用、連携という部分が見えないと。ですので、薩摩川内市がその出先機関じゃないですけども、協定を結ぶ形で、薩摩川内市を経由してそういう紹介とかするタイプにしませんかというお声がけを頂いております。ただ、これが職業あっせん等の関係もあって、ハローワーク等にそういった届出も市としてしなければならないというふうに聞いていますので、その辺りをまた県のほうと詰めながら、今年度中にはそういった協定、連携をする形で進めていきたいというふうに考えています。

○委員（井上勝博）ぜひ人材を確保するというのに苦勞されていますので、御支援をよろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△延 会

○委員長（帯田裕達） 本日の委員会は、以上をもって延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本日の委員会は以上をもって延会いたします



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                    |       |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 陳情第 4 号                                            | 受理年月日 | 令和 3 年 8 月 3 0 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情                             |       |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薩摩川内市東郷町藤川 9 2 3 番地 1<br>藤川地区コミュニティ協議会<br>会長 田中 一良 |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                    |       |                  |
| <p>(株) ユーラスエナジーホールディングスによる「(仮称) 北薩風力発電事業に係る環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)」が6月4日に公表され、当地区においては、7月に入ってから住民(一部)説明会が開催された。この準備書において、初めて具体的な風車建設位置、森林伐採切土量、土捨場の位置、工事車両のアクセスルート等が示され、当地区住民は特に次の事項について大変な懸念を持っている。</p> <p>1 住民の健康被害問題</p> <p>当該事業で導入される予定の定格出力4, 300キロワットの風力発電は、国内において稼働実績がないことから、説明されている環境影響評価結果の風力発電寄与値及び風車稼働に伴う騒音増加の予測値について全く信用できない。これまでに建設稼働している定格出力が半分ほどの地域においても、1. 5キロメートル以内に住民50%以上から、騒音で夜眠れないとのアンケート調査結果が出ている。(久留米大アンケート)</p> <p>本準備書の建設計画によると、中津俣集落では人家まで980メートル、本俣集落まで1. 6キロメートルと非常に近く、かつ、谷あいの地区を囲むように計画されているため、風の方向、天候などによっては風車の風切り音が「やまびこ」となって地域住民を苦しめ、健康被害をもたらすと思料される。</p> <p>2 国の宝である「藤川天神」の景観問題</p> <p>藤川天神は学問の神様・菅原道真公を祭神とする古い歴史を持つ神社であり、かつ国の天然記念物の臥竜梅園がある。臥竜梅開花の時期、受験シーズン、紅葉の時期等には大型バスによる参拝客も多く、当地区の誇り・宝である。また、藤川が西郷どんの愛犬ツンの出生地でもあるため、藤川天神にツンの銅像が建てられ、参拝客に親しまれている。</p> <p>本計画の風車「24、25、22、11」は、藤川天神から直線距離にして約3キロメートル以内に建設される予定であり、私たちの調査結果では、神社境内から大きく見えると想定しており、この由緒ある藤川天神の景観としては全くふさわしくない。</p> <p>私たちには、山々に囲まれた静かなたたずまいの藤川天神を守り抜き、次世代に受け継いでいく責務があると確信している。また、県の風力発電景観ガイドラインにある「地域の自然・歴史・文化的環境の景観を保全するよう配慮する。」の項目にも適合しない。</p> <p>3 建設工事の資材搬出入を行うダンプカー等による騒音、振動及び土の粉塵問題</p> <p>本準備書では、紫尾山林道へのアクセスルート3ルートのうち、2ルートが藤川地区に計画されている。そして、通常工事時には1日小型車114台と大型車76台が通行する。また、コンクリート打設時には1日小型車126台、大型車522台が通行すると説明されている。全てが藤川地区の2ルートを通らなかったとしても、これまで住民が見たこともないような大量のダンプカー等が藤川地区を走り回ることになり、これに伴う騒音と振動、更には工事現場等でタイヤに付いた土の粉塵等に毎日悩まされることになり、地区住民の健康被害、安心・安全な生活等について大いに危惧しているところである。</p> <p>つきましては、当地区の懸念事項について御審議いただき、薩摩川内市議会として、下記の事項が「本準備書に係る知事意見」に反映されるよう、鹿児島県知事に対して市長の意見の提出を求めることを陳情する。</p> |                                                    |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                    |       |                  |
| <p>1 事業者に対し、本計画の風車「3、4、5(本俣集落)及び22、24、25(中津俣集落)」の建設計画の中止を求めること。</p> <p>2 事業者に対し、藤川天神の境内から見える風車4基(11、22、24、25)の建設計画の中止を求めること。</p> <p>3 事業者に対し、藤川地区ルートの工事関係車両数の軽減について再検討を求めるとともに、ダンプカー等による騒音、振動及び土の粉塵問題への対応策を具体的に示し、地区住民全体を対象とした説明会の開催を求めること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                    |       |                  |

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達